

2023 年度自己点検・評価実施委員会報告

学校法人長崎総合科学大学

令和 5 年度（2023 年度）の学校法人長崎総合科学大学の活動に対する自己点検・評価推進会議の指示のもと、自己点検・評価実施委員会が行った評価を報告する。

本学は令和 2 年度（2020 年度）に文部科学大臣が認証する評価機関である JIHEE（公益財団法人日本高等教育評価機構）により大学機関別認証評価を受審した。このため、本報告書では JIHEE の定める基準に準拠し、自己点検・評価を実施している。

基準 1 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

学校法人長崎総合科学大学は、「寄付行為」第3条において、その使命・目的を「教育基本法」及び「学校教育法」に従い、学校教育を行い、建学の精神「自律自彊」「実学実践」「創意創新」「宇内和親」に基づいて、知的、道徳的識見と専門的かつ実践的な応用力を備えた有為な人材を育成することを目的とする」と明確に記載している。（【資料 1-1-1】）

この「寄付行為」に基づいて「学則」第1条第1項において、本学の目的を「建学の精神並びに大学の理念に基づいて、広く教養的知識を授けるとともに深く各専門分野の学術技芸を教授研究し、人間性豊かで創造性に富んだ人材を育成することによって、人間社会及び科学技術の進展に寄与することを目的とする」と具体的に定めている。さらに、この目的が達成されているかを検証し改善していくために、同条第3項に「教育研究の活動状況等について設定した項目に関し、自ら点検及び評価を行う」と定めている。（【資料 1-1-2】）

また、学生に配布する「履修ガイド」に、「大学の目的と学部・学科の目的」として大学及び学部学科の目的、教育目的を具体的かつ明解に記載し、広く学生、教職員へ使命・目的及び教育目的の周知を図っている。（【資料 1-1-3】）

大学院においては、「大学院学則」第1条第2項において、その目的及び教育目的を「本学の建学の精神並びに大学の理念の下に、学部における幅広い専門基礎知識の教育に基づいて、修士課程では先端技術の基礎知識及び専門基礎理論の修得により高度な専門性を有する技術者を育成し、博士課程においては研究領域を特化させ専門力をより一層高めることにより、諸問題に対応できる高度な専門的力量を備え、自立して研究・業務活動に従事できる高度技術者を育成することを目的とする」と明記している。この目的及び教育目的が達成されているかを検証し改善していくために、同条第3項に「教育研究の活動状況について設定した項目に関し、自ら点検及び評価を行う」ことも定めている。（【資料 1-1-4】）

1-1-② 簡潔な文章化

前項で示したように、学校法人長崎総合科学大学の使命・目的、大学の目的と学部・学科の目的、教育目的及び大学院の目的、教育目的を「寄付行為」、「学則」、「大学院学則」において、明確かつ簡潔に文章化して示している。さらに、学生に向けて、「履修ガイド」において、大学の目的と学部・学科の目的および教育目的を簡潔な文章として掲載し、広く周知を図っている。（【資料 1-1-3】）

1-1-③ 個性・特色の明示

規程集の冒頭に、本学の個性・特色の基本となる「建学の精神」と「大学の理念」について、前者は4つの四字成語からなり、普遍的な人間尊重の大意と教育・研究開発への熱情に充ちたものであり、後者は古代ギリシャの先哲ヒポクラテスの言葉を師表として掲げるものであること等、その内容と制定の経緯を簡潔な文章で明解に示している。（【資料 1-1-5】）

また、学生に配布する「履修ガイド」の中で、「大学の目的と学部・学科の目的」として、大学および学部・学科における使命・目的と教育目的、すなわち人材育成の目的を、本学の個性・特色の基本である「建学の精神」と「大学の理念」に基づくと明示している。（【資料 1-1-3】）

広く配布する「大学案内」においては、本学の教育の特色を表すキャッチフレーズとして「少人数教育体制でモノづくりのプロを育てる。」を示しているが、これこそが、本学の目的であるモノづくり人材の育成に対して、本学の個性・特色を反映させていると言える。

さらに、2 学部 2 学科 8 コース制の構成と各コースの特徴、コース制のスタートに伴って再編した大学院工学研究科の修士課程、博士課程の専攻の構成、先端的な分野における研究開発と技術革新を目指して設置されている大学院の附置研究所の「新技術創成研究所」など、「建学の精神」と「大学の理念」を具現化する人材の育成の取り組みをさらに推進するものである。（【資料 1-1-6】）

1-1-④ 変化への対応

本学の教育目的における使命や目的は、建学の精神に基づいて、知的、道徳的識見と専門的かつ実践的な応用力を備えた有為な人材を育成することと一貫しており、「モノづくり教育」を本学の教育方針の根幹としている。学生が主体的に学び、進路を選択していく環境を確立し、深い専門知識と幅広い分野の知識の修得を可能にするために、工学部では 2023 年度まで専攻コースを超えた 10 種類の教育プログラムを設けている。具体的には、専門教科のベースとなる数学、物理、英語の基礎学力向上を目的とした教育（基礎から積み上げる学び）、実際にモノにふれながら学ぶ時間を充実させた、実学実践に基づいた教育（モノに触れる学び）、新しいモノや化期間を生み出す手目に専門基礎を極め、他分野を広く学ぶ教育（分野にまたがった学び）である。同様に、総合情報学部では 7 種類の教育プログラムを設け、情報技術を多方面に適用できる為に欠かせない基礎の教育（1 年次に基礎を徹底する学び）、数学と英語を基礎からはじめられる教育（基礎から積み上げる学び）および専門分野に加え得意分野を持つ人材育成教育（分野にまたがった学び）が可能なカリキュラム編成にしている。

社会情勢の変化等に対応するため教育プログラムは、適切に運用されているか、「アセスメント・ポリシー」に従って見直しを行っている。（【資料 1-1-7】） 2021 年より医療工学コースには、留学生を対象に医療工学を学び、日本の医療分野で働く技能と技術を学ぶことを目的に国際医療ビジネスプログラムを導入した。しかし、新型コロナウイルス (COVID-19) の影響もあり、このプログラムを選択した学生は少なく、今後のニーズは、より少なくなると予想される。そのため、このプログラムは 2024 年度の入学生から教育プログラムを停止し、臨床工学プログラム及び医用工学プログラムにおいて社会のニーズと医療現場の要請に応える教育を充実させていくことを検証の結果、決定した。また、18 歳人口の減少及び主な学生募集地域である長崎県の人口減少などの変化に対する学生受け入れ数の維持及び定員充足率の適正化の取り組み見直しの具体的な募集定員数などの検討結果は、基準 2 に記す。

さらに、長崎総合科学大学学則 第 1 条に定める大学の目的を達成するために、教学の企画運営に関する諸問題に対して、学長の迅速かつ機動的な意思決定および施策を補佐する機関として、学長室を置いた。学長室の所管は総務部とし、その代表的な任務は、大学運営、計画策定、政策形成及び意思決定に係る企画立案、学内外の様々な情報収集、分析及び提供に関することである（【資料 1-1-8】）。

【資料 1-1-1】 学校法人長崎総合科学大学寄附行為

【資料 1-1-2】 長崎総合科学大学学則

【資料 1-1-3】 履修ガイド 2023

- 【資料 1-1-4】長崎総合科学大学大学院学則
- 【資料 1-1-5】長崎総合科学大学規程集 2023
- 【資料 1-1-6】長崎総合科学大学大学案内 2023
- 【資料 1-1-7】アセスメント・ポリシー
- 【資料 1-1-8】長崎総合科学大学 学長室規定

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

法人及び大学の目的と使命については「寄附行為」及び「学則」と「大学院学則」に明記されている。「寄附行為」及び「学則」の制定・改定は理事会が定めることになっており、全ての専任教員で構成される全学教授会の議を経て理事会が定めることになっている。また「大学院学則」は大学院工学研究科教授会の議を経て理事会が定める。（【資料 1-2-1】 【資料 1-2-2】）

従って、このような手続きを踏むことにより、役員及び教職員全てに理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

本学の「建学の精神」及び「大学の理念」は規程集の冒頭に明示しており、また「大学案内」や大学ホームページにも掲載し、周知を図っている。（【資料 1-2-3】 【資料 1-2-4】 【資料 1-2-5】）

また、学生に配布する「履修ガイド」には、大学の目的及び学部・学科の目的と教育目的を丁寧に説明し、周知を図っている。（【資料 1-2-6】）さらに、新入学生に配布する「Campus Guide 2023」にはその意味も解説して周知徹底させている。（【資料 1-2-7】）

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本法人は、前回の受審以降、私立学校法第 45 条の 2 に基づき、令和 2(2020)年度、中期経営計画を策定した。現在進行中の計画においては、冒頭に、この計画は「建学の精神」と「大学の理念」の実現を図るため具体的行動指針であり、「成長を実感できる大学」を目指すことを謳い、基本方針として、次の 3 項目を設定している。（【資料 1-2-8】）

- ① 教育：学修者が成長を実感できる大学を目指した教育の質的転換
- ② 財務：持続的な発展に必要な財政基盤の確立
- ③ 組織：安定的な経営、教学運営を支える組織ガバナンス強化

これらの項目に対する具体的計画を策定している一方で、自己点検・評価推進会議では、この中期経営計画に基づき毎年、各コースの事業計画の進捗状況及び改善策についてヒアリングを実施し、法人全体として状況把握及び課題認識の共有化を図り、より実効性の高い目標設定と改善策を講じるよう努めている。その結果は大学の HP にて公開している。（【資料 1-2-9】）

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」として、建学の精神に則り、社会に貢献できる普遍的な能力を持ち、幅広い人間としての教養と各分野の専門知識と技能を持ち、社会に貢献できる能力を備えたものに学位を授与することにしている。（【資料 1-2-6】）

「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」として、教育課程を共通科目系列と専門科目系列の2系列から成るものとしている。前者は一個の人間として自律しつつ、社会に積極的に関わり貢献していく市民となる為に必要な教養を学ぶためのものであり、後者は工学の専門知識を学び「ものづくりとしての実行力」「ものまねでない新技術の開発力」を獲得し、技術者としての倫理観をもった 21 世紀循環型社会の構築に貢献し将来の社会を担う人材を育成するためのものである。この枠組みの中で各学部・学科はそれぞれの専門分野において、目標を達成するための手順を明確に示している。（【資料 1-2-6】）

「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」として、工学部工学科では、一般・専門基礎知識を広く修得して、建学の精神に基づく「ものづくりとしての実行力」「ものまねでない新しい技術の開発力」を獲得し、さらにコミュニケーション能力と国際性を身につけ、技術者としての倫理観を持った 21 世紀循環型社会の構築に貢献できる人材を育成することとしている。

総合情報学部総合情報学科では、情報技術を取り扱い、様々な分野に総合的に活用していくための知識と技術を修得し、これからの社会に貢献できる人材を育成することとしている。（【資料 1-2-3】）

大学院においては、修士課程では先端技術の基礎知識及び専門基礎理論の修得により高度な専門性を有する技術者を育成し、博士課程では研究領域を特化させて専門力をより一層高めることにより、諸問題に対応できる高度な専門的力量を備え、自立して研究業務活動に従事できる高度技術者を育成することを目的としている。（【資料 1-2-10】） 大学院には、修士課程に生産技術学専攻、環境計画学専攻、電子情報学専攻の3つの専攻、博士課程には総合システム工学専攻があり、それぞれに教育課程編成・実施及び学位授与について明示し公開している。（【資料 1-2-11】）

大学院では上記目的を達成するために、入学者受け入れの方針としては学部における専門基礎知識を修得しているほかに、高度な専門知識・技術に対する挑戦と勉学意欲の旺盛な、そして専門知識を活かした社会貢献を目指す人材を求めている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

建学の精神である「自律自彊」「実学実践」「創意創新」「宇内和親」のもと国際感覚を持ち、自律し、実学的素養を持つ学生を育成しているグローバル化と大学教育のユニバーサル段階化に対応した 21 世紀型市民を育成するためには、これらの精神を継承しつつ、これまでの縦割り型の教育を見直し、専門分野に加えて、より幅広い分野の知識と教養を身につけることの出来る教育を行う必要がある。

これらの状況を勘案して本学では2学部2学科8コース制にすることで、専門教育をより深く、関連分野の科目等も横断的に学ぶことが出来る教育体制を取り入れている。この教育目標を達成するために構成した教育研究組織(図 1-2-1)に、学部学科のコース構成を(図 1-2-2)に示す。工学部工学科には、船舶工学コース、機械工学コース、建築学コース、電気電子工学コース、医療工学コースの5コース、総合情報学部総合情報学科には、知能情報コース、マネジメント工学コー

ス、生命環境工学コースの3コースを配置している。さらに、日々発展する工学分野に対応し、変化する社会のニーズに応じた人材を育成するために、コース横断的なプログラムを立ち上げ、新たな教育目的を達成するための教育研究組織の整備に努めている。その構成を(図 1-2-3)に示す。

学校法人長崎総合科学大学 組織図

令和5年12月1日～

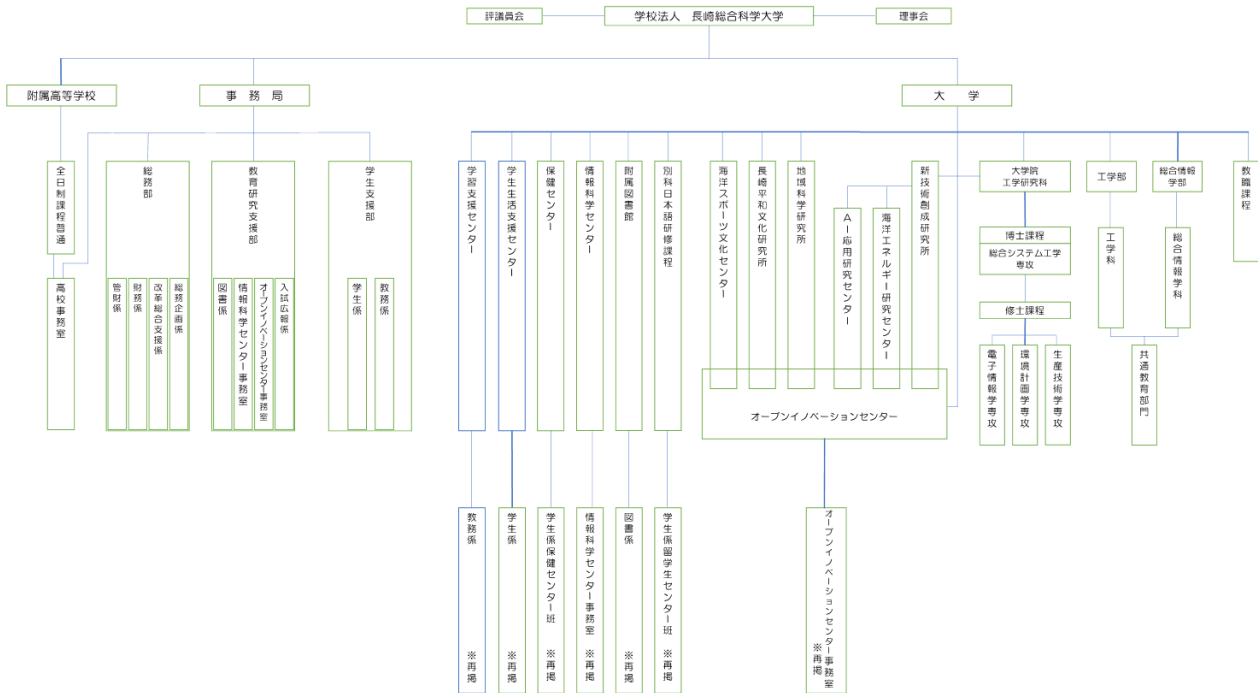


図 1-2-1 組織図

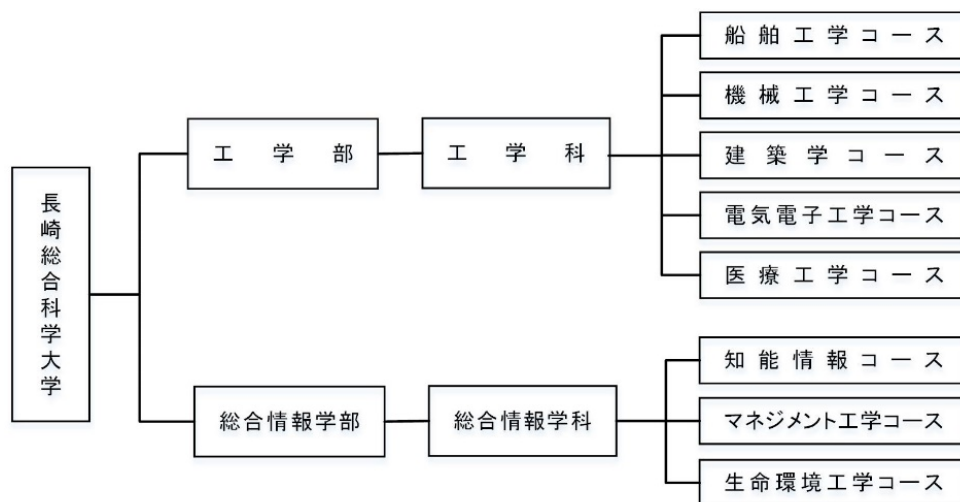


図 1-2-2 学科コース構成

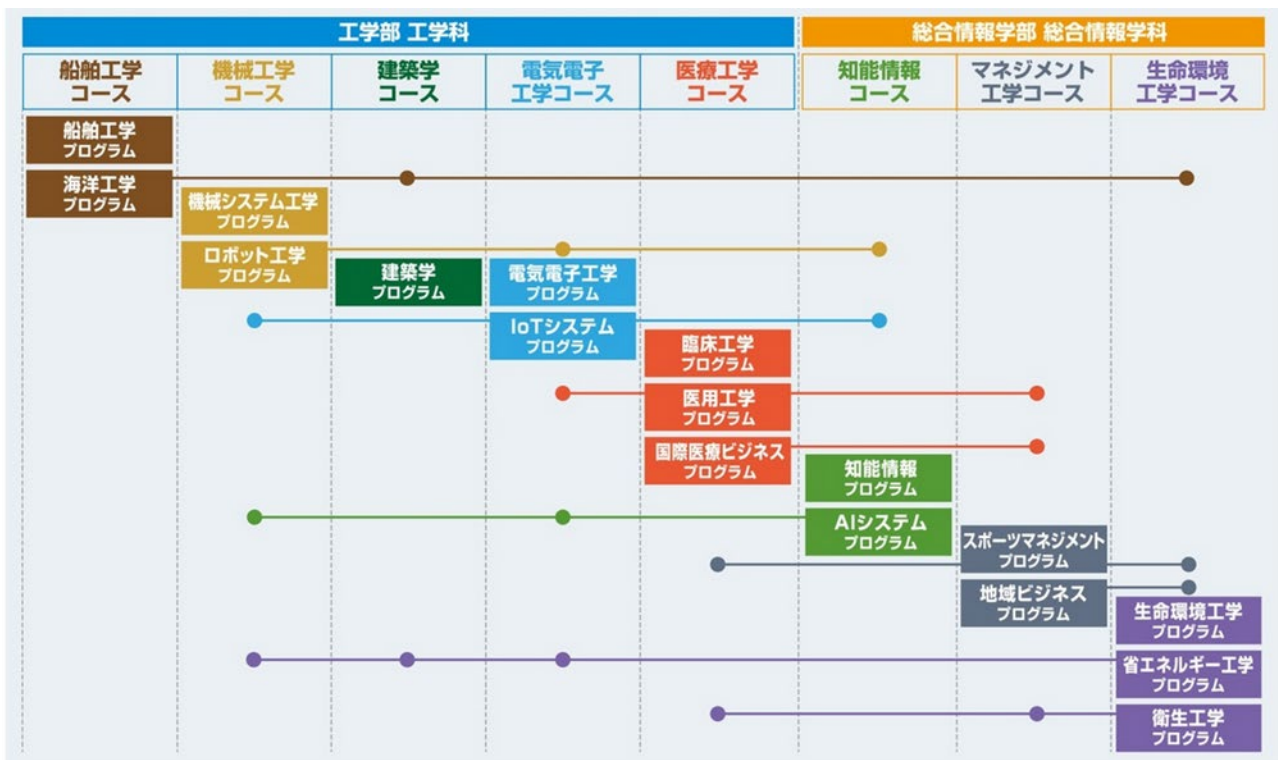


図 1-2-3 コース横断的な教育プログラム

- 【資料 1-2-1】長崎総合科学大学 学則(第1条)
- 【資料 1-2-2】長崎総合科学大学 大学院学則 R5(第1条)
- 【資料 1-2-3】長崎総合科学大学規程集 2023 【資料 1-1-5】と同じ
- 【資料 1-2-4】長崎総合科学大学大学案内 2023 【資料 1-1-6】と同じ
- 【資料 1-2-5】長崎総合科学大学 HP (<https://nias.ac.jp/administration/spirit>)
- 【資料 1-2-6】履修ガイド 2023 【資料 1-1-3】と同じ
- 【資料 1-2-7】Campus guide 2023
- 【資料 1-2-8】学校法人長崎総合科学大学 2020-2024 年度(令和 2-6 年度)中期経営計画
- 【資料 1-2-9】長崎総合科学大学 HP (<https://nias.ac.jp/administration/publicinfo/hyouka>)
- 【資料 1-2-10】長崎総合科学大学案内 2023(大学院案内 pp. 59-60)
- 【資料 1-2-11】長崎総合科学大学大学院 HP (https://nias.ac.jp/31_Grad/index.html)

基準 2 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

学生受け入れは、入学者受け入れの方針(以下、アドミッション・ポリシー)を定めており、さらに、工学部工学科及び総合情報学部総合情報学科においても、それぞれの学部学科が求める人材を具体的に明記している。

アドミッション・ポリシーは、大学案内パンフレットや学生募集要項への掲載、大学ホームページによる公開などを通じて広く周知している。また、進学説明会や高等学校の進路指導者への訪問の際など多様な機会を活用することにより、本学の教育の考え方や姿勢などを外部に明確に伝える努力を重ねている。さらに、入学してきた学生がアドミッション・ポリシーを再確認し、今後の勉学に励むことができるよう、入学直後に配布する規程集の中にも記載し周知を図っている。(【資料 2-1-1】 【資料 2-1-2】 【資料 2-1-3】 【資料 2-1-4】)

大学院においては、「大学院の目的」「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」並びに「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」を明確にして、学部と同様に規程集の中で記述するとともに、大学院案内や大学ホームページ等を活用し広く周知している。本学学部生には、学内説明会を実施し、各専攻の特徴や具体的なカリキュラムなどとともに、アドミッション・ポリシーをわかりやすく説明している。(【資料 2-1-5】 【資料 2-1-6】 【資料 2-1-7】)

【資料 2-1-1】 長崎総合科学大学大学案内 2023 (p. 13、p. 35、p. 81) 【資料 1-1-6】 と同じ

【資料 2-1-2】 学生募集要項(令和 5 年度) (p. 2)

【資料 2-1-3】 三つのポリシーHP(https://nias.ac.jp/35_Policy/index.html)

【資料 2-1-4】 規程集 2023 年度(pp. 2-3)

【資料 2-1-5】 大学院案内 2023 (pp. 3-11)

【資料 2-1-6】 大学院学生募集要項(令和 5 年度)

【資料 2-1-7】 規程集 2023 年度(p. 4)

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受け入れができるように、多様な入学試験制度を設けており、各入学試験制度の概略は、下記のとおりである。

ア 学校推薦型選抜

本学への強い入学意識を持ち積極的に勉学に取り組む意欲のある志願者を対象に実施している。

○一般推薦、専門学科・総合学科推薦入試

プレゼンテーションを課す他、教員 2 名による個別面接を実施し、志望する学部学科コース等の特色を踏まえた質問等により、志願者の各コースへの適性と修学のための資質を確認している。最低限の学習到達度を担保するため、出願資格として調査書の「全体の評価平均値」を 3.0 以上に設定している。(【資料 2-1-8】)

○附属高等学校特別推薦入試

附属高等学校からの推薦に基づき書類審査の他、面接試験を実施し、学部学科コース等の特色を踏まえた質問をすることにより、志願者の各コースへの適性と修学のための資質を確認している。（【資料 2-1-9】）

○別科特別推薦入試

別科日本語研修課程からの推薦に基づく書類審査の他、面接試験を実施し、日本語によるコミュニケーション能力と、志願者の各コースへの適性と修学のための資質を確認している。（【資料 2-1-10】）

イ 総合型選抜

学校推薦型選抜と同様に、本学を志望する動機や本学で学ぶ意欲が明確であり、当該学科・コースで学ぶにふさわしいと判断される者を対象とした入学者選抜方式である。学校推薦選抜と同様に課すプレゼンテーションでは、実績・成果評価に重きを置いた評価を行い、志願者が提出した活動報告書の内容と合わせ志願者の各コースへの適性と修学のための資質を確認している。（【資料 2-1-11】）

総合型選抜には、実績・成果評価をはじめとする成績により特待生として採用する制度があるが、面接官の違いによる評価に不公平が生じないように、評価の公平性を保つための基準の点検等を継続的に行っている。

ウ 一般選抜

アドミッション・ポリシーに基づき、工学系を学ぶ上での必要な基礎学力を身につけている学生を選抜する入学試験として、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期の3期にわけて実施している。受験科目は、基礎学力として数学を必須科目とし、工学部・工学科では数学1科目4区分、総合情報学部・総合情報学科では数学1科目2区分とし他の1科目についてⅠ期、Ⅱ期は、国語、物理、化学、生物、外国語からいずれか1科目選択の2科目とし、Ⅲ期は、合否判定までの期間短縮のため数学の1科目と志望学部学科コースの教員による面接試験により、修学の適性を確認している。（【資料 2-1-12】）

エ 大学入学共通テスト利用入試

Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期の3期にわけて実施し、大学入学共通テストの本学が指定する科目を受験した者を対象に、アドミッション・ポリシーに基づく所定の科目の成績により、基礎学力をはかっている。工学部・工学科では4科目とし、数学1科目（2区分）を必須科目とし、他の2科目は国語、地理歴史・公民、理科、外国語の高得点科目としている。総合情報学部・総合情報学科では、3科目の受験科目で、数学1科目（1区分）を必須科目とし、他の2科目は国語、地理歴史・公民、理科、外国語の中からいずれかの高得点科目を抽出し、合わせて3科目による総合得点で合否を判定している。（【資料 2-1-13】）

オ 外国人留学生試験

外国人留学生のための入学試験として、外国人留学生試験(前期、後期)を実施している。前期は中国上海市のみ、後期は日本国内のみの実施とした。受験科目は日本語能力、数学及び面接を課している。なお、独立行政法人日本学生支援機構が実施している日本留学生試験(数学)の結果も利用することができるよう配慮している。面接時においては、学部学科コース等の特色を踏ま

えた質問をすることにより、志願者の各コースへの適性と修学のための資質を確認している。
(【資料 2-1-14】)

カ 社会人・帰国生徒試験

社会人及び帰国生徒のために設定しており、選考は書類審査及び面接の結果により、アドミッション・ポリシーに沿って総合的に評価する入試である。(【資料 2-1-15】)

キ 編入学

学士の学位を有する者、他の大学に在学中若しくは在学した者、短期大学・高等専門学校・専修学校の専門課程を卒業した者及び卒業見込み者のための入学試験として、編入学試験を実施している。選考は書類審査及び面接の結果により総合的に行っている。(【資料 2-1-16】)

入学試験は、入学試験委員会を設置し、学長が任命した入学試験委員長のもと実施している。入学試験問題の作成は、入学試験委員会において本学独自に行っている。(【資料 2-1-17】)
入学試験の合否判定は、入学対策専門委員会において入学試験の結果に基づき原案を作成し、「学則」第 5 条 2 の規定により全学教授会において審議し、決定している。(【資料 2-1-18】)
入学者選抜方法については、アドミッション・ポリシーに沿った選抜ができていくか入学対策専門委員会にて検証しており、2023 年度入試においては、「第 4 回入学対策専門委員会」において、その妥当性の検証を行った。(【資料 2-1-19】)

大学院では、アドミッション・ポリシーに基づき、修士課程では、一般入試、社会人入試、外国人留学生入試の各制度を実施している。博士課程では、一般入試(留学生含む)、社会人入試(留学生含む)を実施している。また、全ての選抜方法で、面接試験を課して、学力のみならずアドミッション・ポリシーに沿った人材を選抜している。(【資料 2-1-20】)

- 【資料 2-1-8】 学生募集要項(令和 5 年度)(pp. 6-8)
- 【資料 2-1-9】 附属高校特別推薦入試学生募集要項(令和 5 年度)
- 【資料 2-1-10】 別科特別推薦入学試験学生募集要項(令和 5 年度)
- 【資料 2-1-11】 学生募集要項(令和 5 年度)(pp. 11-13)
- 【資料 2-1-12】 学生募集要項(令和 5 年度)(pp. 14-17)
- 【資料 2-1-13】 学生募集要項(令和 5 年度)(pp. 18~20)
- 【資料 2-1-14】 外国人留学生学生募集要項(令和 5 年度)
- 【資料 2-1-15】 社会人・帰国生徒入学試験募集要項(令和 5 年度)
- 【資料 2-1-16】 編入学募集要項(令和 5 年度)
- 【資料 2-1-17】 長崎総合科学大学 入学試験委員会規程
- 【資料 2-1-18】 長崎総合科学大学 入学対策専門委員会規程
- 【資料 2-1-19】 令和 5 年度 第 4 回入学対策専門委員会議事録
- 【資料 2-1-20】 大学院学生募集要項(令和 5 年度)

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和 6(2024)年度入学志願者は、工学部 188 人、総合情報学部 170 人、合計 358 人で前年度の 356 人と差はなかったが、入学者は、工学部 105 人、総合情報学部 82 人の合計 187 人で前年度の 188 人と差が無かった。

本学における過去5年間の入学者数（入学定員充足率）は(表 2-1-1)、収容定員充足率は(表 2-1-2)のとおりである。工学部工学科の入学者数は、令和3年以降僅かずつではあるが減少傾向にあったが R6(2024)年度は若干増加した。総合情報学部総合情報学科の入学者数は充足率を考慮した合格判定により減少し、令和6(2024)年度の収容定員充足率は104%となった。

大学院の過去5年間の入学者数（入学定員充足率）は(表 2-1-3)、収容定員充足率は(表 2-1-4)のとおりである。修士課程において入学定員を充足していない状況が続いており、令和2(2020)年4月の工学研究科教授会で策定された「学生の経済的負担の軽減策による入学生の増加」「大学院広報のあり方」「入試制度の検討」「研究活動の推進」からなる「大学院活性化について活動案」に基づく取り組みの成果が入学者増へ結びついていないと考えられる。

表 2-1-1 入学者数(過去5年間、編入学生を含む)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
工学部(150)	110(73%)	118(79%)	96(64%)	97(65%)	111(74%)
総合情報学部(85)	94(111%)	74(87%)	93(109%)	97(114%)	84(99%)

表 2-1-2 収容定員充足率(過去5年間)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
工学部(600)	481(80%)	461(77%)	422(70%)	399(67%)	392(65%)
総合情報学部(340)	289(85%)	304(89%)	331(97%)	347(102%)	353(104%)

表 2-1-3 大学院入学者数(過去5年間)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
修士課程(30)	16((53%)	18(60%)	9(30%)	11(37%)	21(70%)
博士課程(3)	7(233%)	2(67%)	1(33%)	3(100%)	3(100%)

表 2-1-4 大学院収容定員充足率(過去5年間)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
修士課程(60)	40(67%)	36(60%)	30(50%)	21(35%)	34(57%)
博士課程(9)	15(167%)	14(156%)	11(122%)	9(100%)	14(156%)

○改善・向上方策

学生受け入れ数を維持するため「選ばれる大学」を目指し、教育研究活動の質の確保、さらなる向上に向けて、学部学科の改組が学長のリーダーシップのもと検討されている。

加えて、18歳人口の減少及び主な学生募集地域である長崎県の人口減少などの要因から、本学への入学者が減少傾向にあり、定員充足率の適正化を図るため、工学部工学科、総合情報学部総合情報学科ともに入学定員削減を行う事とした。（【資料 2-1-22】、【資料 2-1-23】）

学校推薦型・総合型選抜入試においては受験生自身が作成した活動報告書により、学力の3要素のひとつ「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価しているが、一般選抜入試においては教科の筆記試験以外に受験生自身が作成したものがなく、調査書の記載内容から評価するしかない状況であったため、改善策として「志望理由・自己申告書」の導入を図った。（【資料 2-1-24】）

また、多様な価値観が集まり新たな価値を創造するキャンパスを実現する観点から、「多様な背景を持ったものを対象とする選抜」の追加をすることとし、長崎県在住の受験生を対象とした地域枠と女子生徒を対象とした女性枠を、R7年度入学者選抜実施要領へ反映させることとした。（【資料 2-1-25】）

大学院入試について本年度は、例年通りの大学院進学説明会（7月28日）に加え大学3年生に向けた大学院生の研究紹介を行うポスター発表会を実施した。これは、就職活動を開始する際、現在、大学院生が取り組んでいる研究を知り、直接、議論することにより大学院進学も選択肢の一つに考える機会を設ける事を目的とした。このポスター発表会は、従来、修士課程2年生が修了要件の一つにしていた3専攻合同の中間発表会に代わるものとして「将来計画フォーラム（大学3年生対象の講義の1コマ10月27日）」の講義時間に実施した。修士2年生は発表必須（修了要件）、1年生で希望者はポスター発表、その他も参加必須とした。この取り組みは、次年度以降の検証を行う（【資料 2-1-21】）

各高校の進路スケジュールに合わせて県内高校61校、県外高校201校、延べ445回の訪問を行い、県外高校へは延べ200回の訪問を実施した。学生募集のための高校の進路室訪問は、大学及び入試制度等の説明に加え、在学生の近況報告等を必ず行う。また、理工系分野への興味を持たせ、本学での学びを知る機会としての出前講義(NIAS セミナー)や本学の施設・設備を利用した体験学習の受け入れを積極的に進めることで、地域の高校との関係を構築・維持していく。

【資料 2-1-21】 大学院工学研究科臨時教授会資料（令和2(2020)年4月）

【資料 2-1-22】 学生の確保の見通しについて

【資料 2-1-23】 定員削減趣旨等

【資料 2-1-24】 2025(令和7)年度入試日程

【資料 2-1-25】 2025(令和7)年度以降の入学者選抜方法の変更について

【資料 2-1-26】 大学院工学研究科臨時教授会資料

2-2 学修支援 入学後の教育及び学生支援の実施状況

本学は工学系の学部学科を有するため、数学と英語の履修が必須となっている。しかし、多様な学修歴を持った学生を受け入れているため、修学に不安のある学生や学習が遅れがちな学生をサポートするために学習支援センターを設け、数学と英語の補完的な指導を行っている。また、出席状況が悪い学生や修学に配慮が必要な学生については、学生生活支援センターで個別に面談などを行い生活面も含めた支援を行っている。（【資料 2-2-1】）

さらに毎年、保護者に対して直接、学生の学修状況等を伝えるために保護者懇談会を実施している。（【資料 2-2-2】 【資料 2-2-3】）

新型コロナウイルス感染症は令和 5 年 5 月 8 日から、季節性インフルエンザ等と同じ 5 類感染症に移行した。本学では、引き続き学生に確認を行い対面及びオンライン講義の実施を継続すること、また、個人による自主的な感染症対策は引き続き有効と考えられることから、換気の悪い場所・混雑した場所・近接した会話等における感染症を防ぐための個人の判断によるマスク着用の協力の依頼と同時に、5 類感染症移行後の発症から療養の流れを周知した。（【資料 2-2-1】）

また、例年通り学生に対し「授業評価アンケート」「卒業時学生満足度調査」を実施し（【資料 2-2-4】 【資料 2-2-5】 【資料 2-2-6】）、教務専門委員会にて適切に検証・評価を行った。（【資料 2-2-7】）

【資料 2-2-1】 2023 年度学習支援センター利用者数

【資料 2-2-2】 2023 年度第 9 回全学教授会議案・資料_保護者懇談会

【資料 2-2-3】 2023 年度第 9 回全学教授会議案・資料

【資料 2-2-4】 新型コロナウイルス感染症対策について

【資料 2-2-5】 2023 年度授業評価アンケート報告集

【資料 2-2-6】 2023 年度卒業時学生満足度調査

【資料 2-2-7】 2023 年度第 10 回教務専門委員会議事録

○改善・向上方策

学習支援センターの利用者数が減少傾向にあるため、学生面談の結果および成績等を参考にセンターの利用を促す方法など学生支援の今後の方針等は、教務専門委員会を中心に検討することにした。

2-3 キャリア支援

本学におけるキャリア支援は、学生のキャリアデザインと就職活動の支援を目的に全学で一体となって取り組んでいる。2023 年度は新型コロナウイルス感染症の影響も沈静化し、企業側も通常の採用活動に戻ったと考えている。一方で、この 3 年間の新型コロナウイルス感染症の学生への影響は非常に大きく、学生のキャリアデザイン形成に関しては、将来の目標や自己像が十分に明確になっていない学生が心配された。そこで 2023 年度の活動方針を「学生のキャリアデザイン支援」として取り組んだ。大学生の「キャリアデザイン」への意識付けとして OB/OG による「仕事研究セミナー」ならびに「企業研究セミナー」を例年通りに実施した。

また、コロナ禍において実施が出来ていなかった「県内企業バスツアー」を再開した。就職への動機づけを促す目的で、当初開催時期の前倒しを計画していたものを、例年通り年度末に実施した。

これに加え 3 年生対象の「将来計画フォーラム」講義内で本年度は、「大学院で専門性を深めた上でのキャリア形成」に関する紹介も紹介し、進路の選択肢が増えるよう実施計画した。特に大学院の中間発表会をポスターセッション形式での実施に変更して 3 年生に聴講者として参加して貰い、発表者の院生に対して熱心に質問する学生もあり、一定の効果があったと考える。

【資料 2-3-1】2023 年度 就職専門委員会 活動概要報告

【資料 2-3-2】2023 年度 仕事研究セミナー実施要領

【資料 2-3-3】2023 年度 企業研究セミナー実施要領

2-4 学生サービス

学生相談体制については、これまで週 1 回、非常勤カウンセラー 1 名による対応としてきたが、近年の学生相談ニーズの多様化・増加を踏まえ、常勤カウンセラーを新たに雇用した。これにより、カウンセラー 2 名体制となり、相談待ち時間の短縮や柔軟な対応が可能となるなど、学生に過度な時間的・心理的ストレスがかからない支援体制を整備した。

また、学生生活上の課題を早期に把握する取組として、例年、一人暮らしをしている 1 年生や、各コースから依頼のあった出席状況が思わしくない学生について、学生課へ情報提供を受けている。これを受け、学生生活支援センターにおいて電話による面談や対面での面談を実施し、学生が抱える不安や悩みの把握に努めている。こうした対応により、問題の早期発見と適切な支援につなげ、学生が安心して学生生活を送ることができるよう支援を行っている。

さらに、入学時に「障害にかかる修学支援申請書」が提出されている学生については、入学前に、本人および保護者、受け入れコースの教員、障害学生支援委員会のメンバーとで、合理的配慮の内容について事前に合意形成を図る場を設けている。その後、履修予定の科目担当教員全員に対して、当該学生の特性を共有するとともに、必要な配慮について要請している。加えて、年度当初の全学教授会において、障害学生支援委員長よりこれらの取組について全教員へ報告し、全学的な理解と協力体制の構築を図っている。（【資料 2-4-1】 【資料 2-4-2】）

【資料 2-4-1】2023 年度学生専門委員会記録

【資料 2-4-2】2023 年度障害学生専門委員会記録

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

施設設備の維持管理業務は管財班が担当し、日常的に建物内外の状況を巡回し、点検・把握して営繕管理を行っている。

電気設備保安点検、消防設備保守、貯水槽清掃、樹木剪定、エレベーター設備点検は、専門業者と保守契約を締結して外部委託している。飲料水については、週 1 回の残留塩素測定を実施している。また消防計画に基づき、学生、教職員の参加による防災訓練を年に 1 回実施している。各校舎にはフロアごとに避難経路を掲示し、避難経路、消火器・消火栓、火災報知機の位置を示している。（【資料 2-5-3】 【資料 2-5-4】）

構内の安全・衛生管理の観点から設置されている衛生委員会による巡回・点検を行い、管財班との二重チェックによる安全性の確保に努めている。

老朽化した施設設備の更新として、体育館 3 階通路の外壁改修工事のほか、1 号館玄関ドアの改修、17 号館外階段手摺りの防腐処理など、施設の維持管理を行っている。

設備面では、環境と省エネに配慮し、照明の LED 化は全体の約 95% を設置完了している、水道では実験のため大量に使用する船舶海洋試験水槽や 1 号館実験室などへ、系統を分けて井戸水を供給するなどランニングコストを抑えている。

校舎の耐震化については現在のところ耐震化率 46.1% であるが、文部科学省から通達されている令和 10 年度までの耐震化率 100% を達成することを計画しホームページに公表している。旧耐震基準の校舎の今後の取り扱いおよび建替を含めた耐震化事業を策定しており、令和 5 年度は、講義室や事務局があるキャンパスの中心的建物の 3 号館の耐震補強の実施設計を行った。

今度も施設毎の状況を把握しその取扱いの検討を進める。

【資料 2-5-1】長崎総合科学大学キャンパス配置図

【資料 2-5-2】Campus Guide 2023(pp.66-87) 建物案内図

【資料 2-5-3】長崎総合科学大学 消防計画

【資料 2-5-4】長崎総合科学大学 危機管理規程

【資料 2-5-5】長崎総合科学大学 校舎等の諸施設使用規程

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

図書館は、通常時（講義期間中の平日）8：30 から 20：00 まで開館し、講義開始前後も学生等が図書館を利用できる環境を整え、また、毎週土曜及び定期試験 1 週間前の休日も開館し学修環境の提供を行っている。図書館資料においては、電子図書、電子ジャーナル等を導入し、利用者のニーズに合った資料構成を推し進めている。その他、他大学、公共図書館との資料相互貸借、文献複写サービス等で利用者への学修支援を行っている。

新型コロナウイルス5類移行に伴い、これまで実施できていなかった新入学生等への図書館利用案内も通常通り開催した。また学外者へのサービスも再開し地域貢献の一端を担っている。

情報科学センターは、学内共同利用付置施設として、(1)全学の情報教育の推進、(2)全学の情報設備の運用管理、(3)全学の情報環境の整備などを担い、施設の有効利用、改善に努めている。

オープンスペースでは Windows 端末を開放し、8：30 から 22：00 までの間、学生が自由に利用している。（【資料 2-5-8】 【資料 2-5-9】）

【資料 2-5-6】講義室設備(ホームページ：<https://opac.lib.nias.ac.jp/drupal/>)

【資料 2-5-7】図書館の概要(Campus guide 2023)

【資料 2-5-8】長崎総合科学大学 情報科学センター規程

【資料 2-5-9】長崎総合科学大学 情報科学センター利用についての内規

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

キャンパス構内への車両の乗り入れは、大学受付で許可した車両のみとし、各校舎の前で駐停車することができる。

身障者向けの優先駐車場も3号館、8号館前に確保している。車椅子利用者が構内を自由に移動できるように、スロープや段差のない構造をグリーンヒルキャンパスの本館、1号館、3号館、8号館、10号館、17号館において整備し、利便性に配慮している。(【資料2-5-10】)

車椅子利用者が使用できる身障者用トイレは、1号館4階、3号館2階(女性)・4階(男性)、8号館3階(男性)、シーサイドキャンパス22号館1階にそれぞれ設置している。また、キャンパス内のトイレについて、和式から洋式へ改善を求める声が多く、毎年利用度が高い個所から改修工事を行っており、令和5年度は体育館2階男子トイレ、および3号館3階男子トイレを和式から洋式へ改修工事した。今後も継続して改善に取り組む。

【資料2-5-10】 バリアフリーに配慮されている施設

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学の入学定員は、235人、各コースの定員は20～35人規模で、共通科目、専門科目の講義や実験・演習について、少人数教育で実施されており、質の確保において問題はない。また、キャンパス内の各校舎では教育施設、研究施設が館内に配置されており、特定の講義棟ではなく所属するコースの校舎を中心に設置され、近い講義室や実験室で受講できるよう、学生の利便性を図っている。

低学年次においては、共通科目(形成科目、理数科目、情報・キャリア科目、外国語科目)など基礎的、教養的な科目を配置し、高学年次において、より専門的な科目の履修前に、広く基盤的な役割も含め高い教育効果が得られるようカリキュラムを工夫している。特に英語・数学の履修については、入学当初に実施するプレイスメントテストの結果を基に習熟度に応じたクラスを編成し、英語については20～30人規模の少人数で、数学については20～60人規模で演習内容を重視した講義をおこなっている。教養教育を担う共通科目については、高校までの履修歴と習熟度に合わせて複数のクラスを開講し、受講者の分散と効率的な基礎学力の向上が図られている。

(【資料2-5-11】 【資料2-5-12】)

【資料2-5-11】 令和5(2023)年度全学期クラス人数及び履修人数一覧表

【資料2-5-12】 令和5(2023)年度教員ハンドブック

2-6 学生の意見・要望への対応

例年「学生生活実態調査」「卒業時学生満足度調査」「授業評価アンケート」を実施している。これらの調査結果を通じて寄せられた意見や要望については、内容を精査した上で、関係部署と共有し、可能な範囲で改善や対応を行っている。

調査の中では、駐車場やトイレの整備に関する要望は毎年多く寄せられており、継続的な課題となっている。特に駐車場整備については、担当部署へ要望を伝達しているものの、多額の整備費用を要することから、現時点では具体的な着手に至っておらず、引き続き検討課題として位置付けている。一方、トイレの温水洗浄便座化については、学生の要望を踏まえた年次計画に基づき、毎年2～3か所を目途に順次交換を進めており、生活環境の改善に努めている。

また、アンケート調査に加え、学生の意見を直接聴取する機会として、学生の代表である学生自治会執行部と、学長、学生部長、教務部長、学生課長、教務課長との意見交換の場を設けてい

る。この場では、時間割の編成方法や大学教育の在り方などについて、「船舶工学コースの海洋プログラムで新しい科目が出来たのは良かった。」、「講義室の割り当てについて授業と授業の間の移動が大変なことがある。」、「英語、数学のクラス分けは、成績で割り振られているが、担当教員との相性も考慮する調整が出来ないか。」など学生の視点から率直な意見や提案が出されており、指摘された内容については、必要に応じて改善の検討を行っている。（【資料 2-6-1】）

【資料 2-6-1】 学生自治会との懇談会（記録）2023

基準 3 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は学校教育法施行規則第 165 条の 2 を遵守し、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」の 3 つの方針を策定し、適切に公表している。

「学位授与の方針」（以下、ディプロマ・ポリシー）の策定にあたっては、本学の建学の精神である「自律自強」・「実学実践」・「創意創新」・「宇内和親」も踏まえた上で、学位授与に値する具体的な人材像の明確化を図っている。（【資料 3-1-1】 【資料 3-1-2】）

また、策定したディプロマ・ポリシーは毎年学生に配布される履修ガイドに記載し、大学ホームページ(HP)にも掲載して学校教育法施行規則第 172 条の 2 に従って、適切に周知を図っている。（【資料 3-1-2】 【資料 3-1-3】）

大学院においても学修成果の明確化という観点から、ディプロマ・ポリシーを含んだ 3 つの方針を改訂し、適切に周知を図っている。（【資料 3-1-4】）

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準

○修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーに規定された人材像は、具体的には「教育課程編成・実施の方針」（以下カリキュラム・ポリシー）において教育目標として具体化された要素を獲得していくことで実現される。本学では、学修者本位の視点から、教育目標を学修成果という形で明示している。（【資料 3-1-2】）

各授業科目は、その教育目標の 1 つないし複数の項目のために開設されており、その対応する教育目標を達成することにより単位を取得することになる。単位は大学設置基準第 21 条に即した形で「学則」第 10 条に規定されており、各科目の個別の達成目標は、教育目標を元に設定されている。授業科目毎の対応する教育目標は記号化されて「シラバス」に記載されており、また、各授業科目の教育課程の中での位置づけとして「ナンバリングコード」が付与され、学生に対して適切に周知されている。（【資料 3-1-2】 【資料 3-1-5】）

達成目標を元にした単位認定基準は、「学則」第 11 条に定められている。すなわち、カリキュラム・ポリシーを踏まえた上で、全ての科目の単位認定基準が明確に定められており、GPA 制度に対応して S、A、B、C、D の 5 段階となっている。ただし、科目の性質上いくつかの科目は N、D の

2段階となっている。GPA 制度も令和元(2019)年度に「学修成果の指標に関する規程」(【資料 3-1-1】)を施行して4年生までが対象となり、修学年限に対しての過年度生以外全てで運用している。その実施状況は、授業科目別評価の GPA 平均値を算出し 2023 年度前期の全科目の一覧を作成、全教員に配布して各コースで確認・議論している。基準の平準化や厳格な実施は、確認・点検されており、機能していると判断した。(【資料 3-1-6】)

進級条件については、各教育プログラムを運用しているコースごとに適切に定めている。その内容は「履修ガイド」において学生に周知しており、その他にも学期ごとの履修登録、同修正期間に合わせて実施される履修指導においても「学修ポートフォリオ」などを使って、自らの学修の進捗度を主体的に把握・管理・評価することができるようになっている。(【資料 3-1-2】 【資料 3-1-7】)

卒業認定基準は「学則」第 13 条において規定されている。その基準は、科目群ごとの条件と共に、全体として124単位以上の単位取得という条件となっており、各授業において定められた教育目標を達成することにより、最終的にディプロマ・ポリシーに定められた基準を満たすように設計されている。この卒業認定基準を満たすことにより、「学則」第 14 条に定められた学位である学士(工学)の教育課程を修了する。(【資料 3-1-1】)

大学院においても、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーによって明示されている学修成果の形で説明された教育目標との各科目との対応が定められており、各授業において到達目標が定められ、「シラバス」に明示されている。この到達目標を元にした単位認定基準は「大学院学則」第 7 条に定められている。(【資料 3-1-7】)

学位論文提出条件は、「大学院学則」第 11 条に規定されている。学位論文審査については「大学院学則」第 12 条に規定、課程修了の基準は「大学院学則」第 13 条に規定されている。

学位については、「大学院学則」第 14 条および「大学院学位規程」に定められた学位である修士(工学)、修士(学術)と博士(工学)、博士(学術)が授与される。(【資料 3-1-1】)

学則等の規定は学校教育法施行規則第 4 条を遵守しており、学位授与に関しては学校教育法第 104 条および第 105 条を遵守している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

各教員は、「学則」および「シラバス」に明示されたシラバス単位認定基準を厳格に適用している。その妥当性を評価するための平準化の作業は、GPA の分布、縦割り授業の実施による学修効果の取り組み紹介・意見交換、学修情報の共有及びシラバス・ルーブリックに関する FD などを開催、確認を継続している。(【資料 3-1-8】)

また、その運用の透明性を担保するためにも、教科毎に「ルーブリック」を作成することにしており、学生は「シラバス」からそれを得られるようになっている。(【資料 3-1-5】) また、教員に対する「ルーブリック」の統一された考えを周知することも FD において適切になされている。(【資料 3-1-8】) これに加えて一度評価・確定された単位認定に対して学生に疑義がある場合、これまでも個別に誠実に対応してきたが、より利用しやすい制度として教務課を通じて学生が異議を申し立てられる制度が存在する。このことは「履修ガイド」に「成績評価への異議申し立てについて」として記載され、学生に適切に明示している。(【資料 3-1-2】)

「履修ガイド」に明示された進級基準に関しても、各コースで卒業研究への着手の可否が決定されているため、誠実に運用されている。この決定は、コース内で議論されているため、いずれか1名の教員のみで決定されているのではなく、複数の相互チェックがなされている。

卒業認定基準については、ディプロマ・ポリシーに規定された人材像が達成されているかを判断する必要があるため、特に注意深く運用している。まず、ディプロマ・ポリシーの人材像を実現するためにカリキュラム・ポリシーで規定された達成すべき学修成果は全て「卒業研究」に集約される形で教育課程全体の系統性が形成されている。そのため、卒業研究に関しては「卒業研究指導記録」を別に教務課に提出する形でエビデンスが残されている。（【資料 3-1-9】）

このため、各担当教員および各コースによる確認だけでなく、全学的な点検が可能な根拠資料となっており、卒業認定までの過程の運用が誠実に運用されていることが検証可能な体制を整えている。

最終的な卒業認定基準の適用に関しても複数回、複数部署の確認が為される仕組みを形成している。まず、各コースにおいて卒業研究の単位取得の是非を、ディプロマ・ポリシーの内容も十分に考慮しつつ判断する。そして「学則」に規定された卒業認定基準を教務課において確認し、その結果を各コースへと通達する。その後、教務専門委員会において卒業判定を審議し、その結果を全学教授会に提起する。全学教授会は「全学教授会規程」に従って、最終的に卒業判定を行う。このような多段階の過程を経て卒業認定基準は厳格に運用されている。また、この過程については、教務専門委員会において事前に確認し、改めて卒業認定基準の厳格な運用を全学に指示している。（【資料 3-1-10】）この過程は 2023 年度も適切に実行された。（【資料 3-1-11】）

大学院においても論文審査については論文審査委員会を組織し審査しており、さらにその報告を受けて、工学研究科教授会が学位授与の可否を議論している。すなわち単一の組織でなく多段階の過程を経て卒業認定基準および修了認定基準が適切に運用されるよう設計されており、2023 年度も適切に運用された。（【資料 3-1-12】）

【資料 3-1-1】 長崎総合科学大学規程集 2023

【資料 3-1-2】 履修ガイド 2023 【資料 1-1-3】 と同じ

【資料 3-1-3】 長崎総合科学大学 HP (https://nias.ac.jp/35_Policy/)

【資料 3-1-4】 長崎総合科学大学 HP (https://nias.ac.jp/31_Grad/)

【資料 3-1-5】 シラバス 2023_アクティブアカデミーWeb

【資料 3-1-6】 教務専門委員会議事録（第 5 回）

【資料 3-1-7】 シラバス 2023(大学院)_アクティブアカデミーWeb

【資料 3-1-8】 教務 FD（学修成果の可視化）

【資料 3-1-8】 シラバス 2023(大学院)_アクティブアカデミーWeb

【資料 3-1-9】 卒業研究指導記録

【資料 3-1-10】 2023 年度教務専門委員会議事録

【資料 3-1-11】 2023 年度全学教授会議事録

【資料 3-1-12】 2023 年度大学院教授会議事録

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

教育課程編成に際しては、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20(2008)年 12 月 24 日）や日本学術会議「大学教育の分野別質保証の在り方について」（平成 22(2010)年 7 月 22 日）などに従い、当時作成中であった各学問分野の参照基準を踏まえた上で、「何を教えるか」について明確にした。さらに系統性、順次性に注意した上で教育課程を編成し、その考えをカリキュラム・ポリシーとしてまとめた。その内容は「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成 30(2018)年 11 月 26 日）で示された「学位プログラムを中心とした大学制度」の考え方に対応したものであり、各コースはそれぞれ系統図としてまとめた工学の学位プログラムを、責任を持って運用していく体制を構築している。

現在は 2020 年度からスタートしたロボット工学プログラム・IoT システムプログラム・AI システムプログラムと、2021 年度からスタートした海洋工学プログラム・医療工学プログラム・国際医療ビジネスプログラムが存在しており、既存のプログラムに合わせて、全てのプログラムが適切に運用することに注力している。

カリキュラム・ポリシーの内容は「履修ガイド」に記載し、HP にも掲載して学校教育法施行規則第 172 条の 2 に従って、適切に周知を図っている。（【資料 3-2-1】 【資料 3-2-2】）

大学院についても学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令」（令和元年文部科学省令第 13 号）を受けて、3 つの方針の改訂作業に入り、大学と同様の学修成果の可視化を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、その内容は HP などで周知を図っている。（【資料 3-2-3】 【資料 3-2-4】）

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係は、もちろんアドミッション・ポリシーに規定された入学生をディプロマ・ポリシーで規定された卒業生へと確実に教育する教育課程を編成するようにカリキュラム・ポリシーが存在するというものである。一方、この 3 方針は第一に学生に対して提示するものであり、学生にとって分かりやすくなっていることは重要な要素である。工学という学問分野は、広くそして深く発展しており、細分化されたその全てを網羅するとなると非常に情報量が多くなる。

学生は、いずれかのコースが運用している学位教育プログラムを履修することになる。このため、本学では、ディプロマ・ポリシーにおいて規定した人材像の要素についてより詳細な対応する学修成果をカリキュラム・ポリシーによって補完するように策定している。すなわち、各プログラムが司る工学分野の中でも細分化された専門領域ごとの具体的に達成すべき学修成果を各プログラムが教育目標とするようにカリキュラム・ポリシーに規定している。そのため、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを合わせることによって学生は自ら知るべき事項を得ることができる構造になっているため、一貫性は担保される形となっている。そしてこれらを総合的に理解するために、学生に配布する「履修ガイド」においては連続する形で記載されている。（【資料 3-2-1】）

この考え方は、大学院のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーにも踏襲されており、一貫性を持ち強い相関を持つ両者を合わせ読むことにより、学生の将来像を明確に描く助けとなり、しっかりとした学修計画の立案ができるように策定されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

各授業科目は、学修成果が明確に規定されたカリキュラム・ポリシーから教育課程を編成する上で、各学修成果に対応する教育目標を着実に達成出来るように開設されなければならない。そのために本学では、科目ごとにその科目が司るカリキュラム・ポリシー内の教育目標が何なのかを規定することを全科目において実施している。その対応は「シラバス」において記載するだけでなく、一覧表となるカリキュラムマップの形でもナンバリングの情報と共にまとめられている。このカリキュラムマップは「履修ガイド」によって学生に周知している。（【資料 3-2-1】）

また、同時にカリキュラムにおいては、その系統性・順次性が重要であり、その科目間の相互の関係は系統図としてまとめられ、教育課程の編成の健全性を担保している。この系統図は各科目群、教育プログラムごとに全て作成されており、必修選択の別やコアカリキュラムの情報と共に「履修ガイド」によって学生にも周知している。（【資料 3-2-1】）さらに、各授業科目においては、カリキュラムの中で、その科目の位置づけや対応する教育目標を元に、到達目標が定められ「シラバス」において示されている。さらにその評価基準の公平性、透明性、客観性を担保するため、「ルーブリック」を策定し、これらの手法により学修成果の可視化が実現されるように教育課程が構築されている。この「ルーブリック」は、「シラバス」からたどる形で得られるように明示されている。（【資料 3-2-5】 【資料 3-2-6】）

日本学術会議が平成 28 年(2016 年)3 月 23 日に発表した「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準情報学分野」と令和 2 年(2020 年)9 月 25 日に発表した「情報教育課程の設計指針—初等教育から高等教育まで」など、情報教育に求められる内容は、情報機器の操作などにとどまらず、論理的な思考を伴った情報処理能力、データ活用能力など幅広くなってきており、カリキュラム・ポリシーにある情報に関する項目が司る範囲も広がってきている。それに合わせてデータサイエンスに関する教育内容の必要性が増しており、2022 年度より一部の科目を変更し、「データサイエンス入門」という科目を開設した。（【資料 3-2-7】）また、データサイエンスに関する科目群を改めて設計し、1 つのカリキュラムとして形成する作業も行い、2023 年度よりそれが開始されており、カリキュラムに関する体系的編成は適切になされている。（【資料 3-2-7】）

教務専門委員会では、その他にも学習支援センターの利用状況・大学の教育についての懇親会の記録・社会人に対するアンケートなどの各種調査も確認・議論した上で、教育課程の開設科目決定を行っている。（【資料 3-2-7】）

大学院においても、研究室ごとにカリキュラム・ポリシーに従って学修成果が達成されるように教育課程が編成され、履修を推奨する科目の情報がカリキュラムマップとしてまとめられて学生に提示されている。「シラバス」の記載も学部準じた形で定められている。また、修士課程を目指す学部生に向けては、学部で履修すべき科目の参考としても利用できるようにされている。（【資料 3-2-8】）

3-2-④ 教養教育の実施

中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方について」（平成14(2002)年2月21日)に対し、本学は教養教育の重要性を理解し、また、「組織」という形は教育に対する責任を担保するための重要な因子と認識し、絶えること無く教養教育を司る組織を独立に保持してきた。現在、教養教育は「共通教育部門」という独立組織によって運用されており、この共通教育部門は学則第2条の4において規定されている。共通教育部門は、いずれの学部学科の専任ではない教員によって構成されており、本学の教養教育を専門科目とともに担っている共通科目系列の科目群を担当している。（【資料3-2-9】）

中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成20(2008)年12月24日)において大学教育（学士課程段階）の基本は、「教養教育」と「専門基礎教育」であると謳われている。その一翼たる教養教育の中心となる本学の「共通科目系列」は、さらに「形成科目」、「外国語科目」、「情報・キャリア科目」、「理数科目」によって構成されている。共通科目系列は、従来のいわゆる教養教育に対応したもの以外にも、21世紀型市民に必要な教養としての情報リテラシーや、導入教育についても内包するように編成している。「形成科目」には、キャリア教育のスタートとなる導入教育と、21世紀の社会を担う新しい市民となるために必要な教養や倫理を涵養していくための科目が置かれている。「外国語科目」は、教養としてのコミュニケーション能力や、グローバル化された現代社会に必要な英語を筆頭とした外国語の能力、異文化理解のための科目が置かれている。「情報・キャリア科目」は、21世紀型市民に必要となる教養の内、特に新しく必要となった情報リテラシーに関する科目と、キャリア教育の科目が置かれている。「理数科目」には、工学のみならずあらゆる分野の人間にとって必要な自然科学の素養と論理的思考を学ぶと同時に、工学の専門家となるための基盤となる数学と物理学の科目が置かれている。（【資料3-2-9】）

これらの科目には、それぞれ達成する学修成果に対応した教育目標が定められ、カリキュラム・ポリシーにも明示されている。また、教務専門委員会にも共通教育部門から学部・学科・コースとは別に構成員を出しており、専門基礎教育との円滑な連携や、全学的な教育課程の編成・実施に参加している。（【資料3-2-1】 【資料3-2-10】）

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の改善のため、本学では学生に対して「授業評価アンケート」を実施している。これは、学生による教員の授業評価であり、その結果は各教員にフィードバックし、その結果を元に教員は自ら評価し改善点を回答する。この「授業評価アンケート」を全授業科目で実施している。また、その設問事項も全面的に見直し、学修成果の可視化の参考となるように改善し運用している。（【資料3-2-11】）

一方、教員による教員の授業方法の評価のために、毎年いくつかの授業を選別し、研究授業を開催している。これは通常の授業に他の教員が参加し、その授業に関する感想・評価をレポートとして提出するものである。教員は他の教員の授業から、自らの授業にも取り入れられる見習うべき点と、一方で改善すべき点などを記載している。そのレポートは担当教員にもフィードバックされ、その教員の教授方法の工夫にも使用される。「授業評価アンケート」の結果と研究授業の結果は公表されている。（【資料3-2-11】）

また、教育活動の質の向上を目指すために、「教育活動の指標に関する規程」が存在している。これにより教員自らが教育活動の理念や責務を明らかにするために具体的な振り返りを行う制度が制定された。（【資料3-2-12】）

教育に関する FD も開催されている。「シラバス」や「ルーブリック」の作成要領や、GPA のデータを解析した成績評価の平準化に関する事柄、そして新たに策定された「教育活動の指標に関する規程」の考え方や、その中で規定されているティーチングポートフォリオの作成に関しても FD で取り扱っている。（【資料 3-2-13】）

- 【資料 3-2-1】履修ガイド 2023 【資料 1-1-3】と同じ
- 【資料 3-2-2】HP (https://nias.ac.jp/35_Policy/) 【資料 3-1-3】と同じ
- 【資料 3-2-3】長崎総合科学大学大学院カリキュラムポリシー 【資料 3-1-4】と同じ
- 【資料 3-2-4】長崎総合科学大学大学院カリキュラムポリシー 【資料 3-1-4】と同じ
- 【資料 3-2-5】シラバス 2023_アクティブアカデミーWeb 【資料 3-1-5】と同じ
- 【資料 3-2-6】2023 年度教員ハンドブック
- 【資料 3-2-7】2023 年度教務専門委員会議事録 【資料 3-1-10】と同じ
- 【資料 3-2-8】大学院カリキュラムマップ
- 【資料 3-2-9】長崎総合科学大学規程集 2023 【資料 3-1-1】と同じ
- 【資料 3-2-10】教務専門委員会規程
- 【資料 3-2-11】2023 年度授業評価アンケート報告集 【資料 2-2-5】と同じ
- 【資料 3-2-12】教育活動の指標に関する規程
- 【資料 3-2-13】教務 FD (学修成果の可視化) 【資料 3-1-8】と同じ

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーに対して、4 番目のポリシーとも呼ばれている「アセスメント・ポリシー」を本学では策定している。その基本的な考え方は、学修成果の可視化を前提にしており、そのために 2019 年度から GPA を導入し、成績評価も標準的な GPA となるように S、A、B、C、D の 5 段階評価とした。（【資料 3-3-1】 【資料 3-3-2】）

また、カリキュラム全体としての学修成果の可視化のために「学修ポートフォリオ」を作成し、履修指導に使用している。「学修ポートフォリオ」は、カリキュラムマップの情報だけでなく、学生の自己評価も含んでおり、多角的な点検のためのものとなっている。一方で各授業の学修成果に関してはシラバスにおいて、具体的な到達目標を定め、さらにその到達度と評定の対応がわかるようにルーブリックを作成し、学生に提示している。「アセスメント・ポリシー」には、その他にも「卒業研究指導記録」や卒業生の満足度調査、共通テストの結果などもその調査内容として含まれており、点検・評価の体制は適切に構築されている。また、その運用は自己点検・評価実施委員会において適切に運用される。（【資料 3-3-3】）

また、「アセスメント・ポリシー」の前提となる資料は、IR によって収集されており、各教員・部署が IR を通じて利用するためのフォーマットも作成されている。（【資料 3-3-4】）

2022 年度の自己点検準備委員会では、「アセスメント・ポリシー」に規定された様々な指標を踏まえ、国際医療ビジネスプログラムに関する議論・検証を行った。この教育プログラムに対する学生の志望数や、国際情勢、社会情勢を踏まえた上で 2024 年度からの当該教育プログラムの廃止と、それに伴うカリキュラム・ポリシーの変更を決定した。（【資料 3-3-5】）
このように「アセスメント・ポリシー」に従って、適切に点検作業が行われている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

「アセスメント・ポリシー」に規定された点検・評価の内、教育に関する事項はまず FD において行われている。GPA の分布を同時期の他学年の過去のデータとも比較検討し、成績評価の評定が4段階から5段階へと改正した影響と、平準化、また、教育課程自体が適切に運用されているかについて、また、縦割り授業の実施による学習効果に関して議論した。（【資料 3-3-6】）

また、同時に「シラバス」、「ルーブリック」の次年度作成ルールを教員間で共有し、学修成果の可視化の重要性と、評価基準の公平性、透明性、平準化についても議論した。この作成ルールは「2022 年度教員ハンドブック」にも同じものが掲載され、教員に周知を図っている。（【資料 3-3-7】）

「授業評価アンケート」も全科目で実施され、その設問事項には学生の自己評価や自己学修の量なども含まれるため、授業設計、授業方法改善へのフィードバックとなっている。（【資料 3-3-8】）

【資料 3-3-1】 アセスメントポリシー【資料 1-1-7】と同じ

【資料 3-3-2】 学修成果の指標に関する規程

【資料 3-3-3】 自己点検・評価実施委員会規程

【資料 3-3-4】 IR 情報請求フォーマット

【資料 3-3-5】 2023 年度第 1 回全学教授会議事録

【資料 3-3-6】 FD(2023 年 11 月 6 日開催)資料

【資料 3-3-7】 2023 年度教員ハンドブック【資料 3-2-6】と同じ

【資料 3-3-8】 2023 年度授業評価アンケート報告集【資料 2-2-5】と同じ

3-4 新型コロナウイルス感染症拡大下での学修機会の確保

令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症は、5 類感染症に移行した。2021 年 3 月 4 日付け文部科学省高等教育局長名での「令和 3 年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」を始めとしていくつも示された文部科学省の通達を通じた基本方針による学習機会の確保という考え方を踏まえた上で、ものづくりを主眼とする光学系の教育ということもあり、できうる限りの対面での教育機会を確保しつつ、状況に応じてオンライン講義も併用してきた。今年度からは、新型コロナウイルス感染症関係だけでなく、台風や積雪などの理由で当初の授業計画に変更を余儀なくされた授業に関しても、「授業計画変更届」の提出により、全学的に実施状況を把握しながら、オンライン講義も実施して教育機会の確保を行っている。（【資料 3-4-1】）

【資料 3-4-1】 授業計画変更届

3-5 教育課程の今後の改善点

今後もアセスメント・ポリシーに従い、3 つの方針の点検・評価をして改善をしていくとともに、カリキュラム・ポリシーの理念の実現としての教育課程の設計と適切な運用を点検していく。

これまで議論・検討を進めてきたクォータ制に関して今年度は、学修効果や授業実施計画の柔軟性を高められるよう、これまでの2学期制をそのまま維持し、各学期を2つに分けられる学則を整備した。クォータ制は、短期間に集中してインプット及びアウトプットが行われる為、集中的に学ぶ機会が増え知識が定着しやすく、1科目に対して予習・復習などが行いやすくなり学生の主体的な学修が図られる。この整備によりクォータ制の運用は可能となり、今後はカリキュラム全体のクォータ化について引き続き検討を進める。時間割作成や講義実施に関して、同学期中に開講される科目の関係性(履修順番等)やフィールドワーク等、学修効果が高くなると考えられる場合には、クォータ実施が可能となる。

数理・データサイエンス AI 教育プログラム認定制度は、昨年度から議論を重ねて、工学部及び総合情報学部を対象としてリテラシーレベル「NiAS MDASH-Literacy 教育プログラム」、総合情報学部のみを対象に応用基礎レベル「AI・データサイエンス応用基礎教育プログラム」を取りまとめ申請し、いずれも認定を受け、実施した。「情報基礎」は履修者201人で合格者185人(合格率92.04%)、「データサイエンス入門」は履修者130人で合格者111人(合格率85.38%)、上記2科目は履修者126人で合格者108人(合格率85.71%)であった。教務専門委員会による点検の結果、リテラシーレベルは、全員認定を目標としており、構成科目の一部が必修科目でない工学部の工学率が低調であることが課題であることを確認した。今後は、時間割に余裕が生じる4年次での履修を呼びかけるなど検討が必要である。

この他、自己点検・評価の重要な要素となる授業評価アンケートは、全授業科目での実施以降、回答率が低調であり、学生に重要性を丁寧に説明し回答率を高めるため、設問内容や設問数などの検討を進めており、これまでのアンケートをアップデートして実施するよう検証と準備を進めている。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

「学則」第1条第1項に基づき、学長による全学的な教学マネジメントを確立するために、本学では以下の3つの体制を整備して、2023(令和5)年度も学長の適切なリーダーシップの発揮を補佐した。

- ① 3人の副学長(運営・企画・情報担当、研究・社会連携担当、募集担当、)と副学長連絡会議(学長の諮問機関)
副学長連絡会は原則として毎週開催した。
- ② 4人の学長特別補佐(自己点検・IR担当、広報及び学生募集担当、国際交流担当、教務・入試担当)
学長の指示の下で副学長と連携して大学の改革・運営に携わった。
- ③ 教学企画運営会議：教学企画運営会議は、学長を議長として、副学長、学長特別補佐、学部長、工学研究科長、教務部長、学生部長、事務局長などを会議メンバーとし、教育・研究の基本方針及び、これらを達成するための計画、教学運営に関する重要事項、FD・SD等の実施計画など教職員の資質向上に関する事項などを企画・立案・協議を行う大学の意志決定機関として位置付けられている。

また、教学の企画運営に関する諸問題に対して、学長の迅速かつ機動的な意思決定及び施策を補佐する機関として、学長室を新たに設置して取り組んだ。(【資料 4-1-1】 【資料 4-1-2】 【資料 4-1-3】 【資料 4-1-4】 【資料 4-1-5】)

【資料 4-1-1】長崎総合科学大学 学則(第1条)【資料 1-1-2】と同じ

【資料 4-1-2】長崎総合科学大学 教学企画運営会議規程

【資料 4-1-3】教学企画運営会議、委員会関連組織図

【資料 4-1-4】長崎総合科学大学 学則(第3条)【資料 1-1-2】と同じ

【資料 4-1-5】長崎総合科学大学学長室規程【資料 1-1-8】と同じ

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長の適切なリーダーシップの発揮を補佐するとともに権限の適切な分散と責任の明確化を目的として設置した副学長3人は、それぞれ所管分野に係る専門委員会の委員長や教務部長、学生部長等を指揮するなど、学長による機動的な指示、効率的な連絡調整が可能な体制となっている。

「副学長の選任等に関する規程」では、「副学長は、学長の推薦により、常務理事会の議を経て理事長が任命する。学長が交替するときは任期を終了する。」と定めており、学長の相談役と

してだけでなく、責任と権限を有する執行役として所管業務を処理することとしている。（【資料 4-1-5】 【資料 4-1-6】 【資料 4-1-7】）

学長が議長である全学教授会及び代議員会を補完する組織として、専門委員会及び委員会を設けている。専門委員会は、大学運営の要になる委員会で、現在、教務専門委員会、学生専門委員会、就職専門委員会、入学対策専門委員会、国際交流専門委員会の 5 つの専門委員会を設置し、運営の効率化・迅速化と責任分担を明確にし、大学のガバナンスの実質化に努めている。また、これらの委員会のメンバーは各コース等から選出している。（【資料 4-1-8】 【資料 4-1-9】 【資料 4-1-10】 【資料 4-1-11】 【資料 4-1-12】 【資料 4-1-13】）

専門委員会以外の委員会として、研究連携推進本部、IR 委員会、自己点検・評価実施委員会、プラットフォーム実施委員会、別科委員会、教員養成カリキュラム委員会、入学試験委員会、学長候補適任者選考委員会、各センター・研究所の運営委員会など 23 の委員会を設けている。これらの各委員会で企画・協議された重要事項は、全学教授会又は代議員会に付議され、全学的な審議を経て決定される。また、主要な委員会の委員長は、副学長等との協議の下で学長が指名している。

大学院における教育研究は「大学院学則」第 4 条に明記されているように、工学研究科教授会において大学院学生に関する事項及び教育研究の運営等の事項を審議している。（【資料 4-1-14】 【資料 4-1-15】 【資料 4-1-16】 【資料 4-1-17】 【資料 4-1-18】）

【資料 4-1-5】 長崎総合科学大学 副学長の選任等に関する規程

【資料 4-1-6】 2023 年度教学組織

【資料 4-1-7】 教学関係会議体組織図・一覧

【資料 4-1-8】 2023 年度運営組織

【資料 4-1-9】 長崎総合科学大学 教務専門委員会規程

【資料 4-1-10】 長崎総合科学大学 学生専門委員会規程

【資料 4-1-11】 長崎総合科学大学 就職専門委員会規程

【資料 4-1-12】 長崎総合科学大学 入学対策専門委員会規程

【資料 4-1-13】 長崎総合科学大学 国際交流専門委員会規程

【資料 4-1-14】 長崎総合科学大学委員会構成

【資料 4-1-15】 長崎総合科学大学 研究連携推進本部規程

【資料 4-1-16】 長崎総合科学大学 IR 委員会規程

【資料 4-1-17】 学校法人長崎総合科学大学 自己点検・評価規程

【資料 4-1-18】 長崎総合科学大学 プラットフォーム実施委員会規程

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事務局組織については、「寄附行為実施規則」第 17 条に基づき、事務局長と法人事務を主たる所管とする経営企画室と教学事務を主たる所管とする学務室が配置されていたが、学長が「10 年ビジョン」を打ち出し、大学改革を進めると共に、学生（留学生含む）の満足度向上、外部資金の獲得による教育・研究の向上、学生募集活動の強化を目指して、12 月より事務局を「総務部」「教育研究支援部」及び「学生支援部」の 3 部体制とし、スピード感を持って、事業の具現化を取り組んでいる。（【資料 4-1-19】 【資料 4-1-20】）

総務部に総務企画係（総務班・企画 IR 班）、改革総合支援係、財務係、管財係を、教育研究支援部に入試広報係、オープンイノベーションセンター事務室、情報科学センター事務室、図書係を、学生支援部に教務係、学生係（留学生センター班、キャリアセンター班、保険センター班）を置いている。また、「事務分掌規程」により、組織を円滑に機能させ効果的な業務推進を図るために事務組織に係わる事務分掌を規定し、管理職員の範囲及び責務を明確にすることで、大学全体組織（法人及び教学）における適正な職員配置と役割を明確化している。

事務局の各部署は、理事長及び学長の管理下にあり、法人及び大学運営の双方の視点から業務を進めている。従って、事務の責任者である事務局長は、稟議・回覧書類など全てについて目を通しており、法人・大学の業務全般にわたっての事務を遂行している。

業務執行の管理体制については、「寄附行為実施規則」第 11 条、第 16 条及び第 17 条に定めており、事務局長を責任者として、部長、次長、部長補佐、主査の役職者を配置して組織としている。（【資料 4-1-21】 【資料 4-1-22】）

業務執行にあたっては、教学運営の上で重要な学長が議長を務める教学企画運営会議、全学教授会と代議員会及び全学教授会を補完する 5 つの専門委員会と各委員会を、改革総合支援係、教務係、学生係、入試広報係、オープンイノベーションセンター事務室等が職務として主管し、各部長や各次長及び事務職員がこれらの委員会に参加する体制とすることで、教員と事務職員のコミュニケーションを活性化し教学マネジメントの機能性を担保している。（【資料 4-1-8】）

大学の運営に関しては、中期経営計画に基づいた事項について自己点検・評価実施委員会がヒアリングを行い、事業の進捗状況と検討課題等についての情報を教職員が共有し、相互に対応の検討を重ねている。

【資料 4-1-19】 学校法人長崎総合科学大学 寄附行為実施規則(第 17 条)

【資料 4-1-20】 事務局配置表

【資料 4-1-21】 学校法人長崎総合科学大学 事務分掌規程

【資料 4-1-22】 学校法人長崎総合科学大学 寄附行為実施規則(第 11 条、第 16 条)

○改善・向上方策

今年度、リーダーシップの確立と権限強化、学長補佐体制の強化、人事と予算の主導権及び内部構造の最適化のため学長室を置いた。学長室の代表的な任務は、大学運営、計画策定、政策形成及び意思決定に係る企画立案としており、大学全体の意思決定を迅速かつ戦略的に行う体制を整えた。今後、実施した施策が効果的であったかなどの客観的な検証を行い、環境変化に対応した組織運営と教学改革の検証を行う。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・承認等による教員の確保と配置

教員の採用及び昇任に伴う資格審査は、「就業規則」第 2 章、「専任教育職員任用規程」、「教育職員審査細則」及び「特任教授任用規程」に基づき適切に実施されている。（【資料 4-2-1】 【資料 4-2-2】 【資料 4-2-3】 【資料 4-2-4】）

本学は、工学部と総合情報学部の2学部2学科8コース制を採用し、教育目的及び教育課程を適切に運営するため、令和5(2023)年度教育組織及び教員配置表に示すとおり配置している。大学設置基準上必要となる教員数を満たすよう適切に配置している。さらに、企業経験がある実務家教員も23人配置し、実務に即したより効果的な教育を行う体制を整えている。

なお、授業科目は原則として専任教員が担当し、非常勤講師による授業を極力少なくする努力をしており、大学全体で67人(令和5年5月1日現在)の非常勤講師を配置している。また、各学部学科の専門分野のバランスについては、教員の採用時に十分な協議検討を行い、教育課程運営に支障ない環境の整備に努めている。(【資料4-2-5】 【資料4-2-6】)

大学院は教育研究目的及び教育研究課程を適切に運営するため、令和5(2023)年度大学院教員配置表に示すとおり、大学院設置基準上必要となる教員数を満たすよう適切に配置している。また、大学院教員は大学学部教員が兼担している。(【資料4-2-7】)

教員の採用については、公募又は推薦のいずれかの方法によるものとし、「教育職員審査細則」に準じたプロセスにより採用に関する審査を行っている。

採用手続きについては、退職又は割愛等による新規採用を必要とする所属の学部長から学長へ新規採用枠の申請を行い、学長はその必要性に応じて理事長に申請し、理事長は法人役員会に諮って採用枠の承認を行っている。その結果は、全学教授会に報告され、正式な公募作業がはじまる。採用における審査は、任用審査委員会をその都度設置し審査することにしており、第1回目の任用審査委員会で書類選考を行い、面接対象者を数名に絞り込み、第2回任用審査委員会において面接選考を行っている。面接時には、面接とともに、模擬講義を応募者に依頼しており研究者としての力量のみならず教育者としての資質を審査することとしている。なお、面接の際には、理事長をはじめ学内理事も加えた合同面接を行うことにしており、同時に法人サイドの立場からの審査も行っている。面接終了後、採用候補者を確定し、代議員会、全学教授会の審議を経て、学長が正式に理事長へ報告し、最終的には常務理事会の議を経て理事長が採用を決定することになっている。この手順に則って令和5(2023)年度は3人(工学部1人、共通部門(教職課程を含む)2人)の退職又は割愛願があり、1人(共通部門(教職課程を含む))の新規採用を行った。(【資料4-2-8】)

昇任についても新規採用の手順と同様に行っているが、任用審査委員会では、面接等は実施せず、提出された書類に基づき教育職員審査細則に準じて審査し、昇任の手続きを行っている。令和5(2023)年度は工学部2人(教授へ1人、准教授へ1人)の昇任があった。(【資料4-2-8】)

【資料4-2-1】 学校法人長崎総合科学大学 就業規則 第2章

【資料4-2-2】 長崎総合科学大学 専任教員任用規程

【資料4-2-3】 長崎総合科学大学 教育職員審査細則

【資料4-2-4】 長崎総合科学大学 特任教授任用規程

【資料4-2-5】 2023年度教育組織及び教員配置表

【資料4-2-6】 2023年度企業経験教員数

【資料4-2-7】 2023年度大学院教員配置表

【資料4-2-8】 2023年度第10回全学教授会議事録

4-2-②FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD活動については、令和2(2020)年2月に設置した教学企画運営会議がその実施計画を立てることとなっているが(教学企画運営会議規定第4条)、令和5(2023)年度は、教務専門委員会、学生専門委員会や情報科学センター等の計画をまとめ、実施を確認するのみとしている(表4-1参照)。また、令和5(2023)年度でもFD・SDの一元化が図られた。

現状は、FD及びSDは開催されているものの、計画的な開催を意図した教学企画運営会議規定に即していないので、早急に検討が必要である。また、実施したFD・SDに関して開催後の状況確認や効果の検証なども計画的に実施していく必要がある。

表 4-1 2023 年度 FD・SD 一覧

2023年7月27日	FD	科研費説明会
2023年7月31日	SD	①財政状況について ②10年ビジョンについて
2023年8月4日 ～9月4日	SD	「niasbox」の初期設定および利用方法について
2023年9月19日 ①14:00～15:15 ②15:25～16:40	QSP 共同 FD・SD	①数理・データサイエンス・AI ②DXによる大学教育の質的転換
2023年9月20日 ①14:00～15:00 ②15:00～15:30	SD	①本学における障がい学生の現状について ②ハラスメントの防止・啓発
2023年10月6日	FD・SD	本学の現状について
2023年11月6日	FD	縦割り授業の実施による教育効果と学修情報の共有について

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

学校教育法第114条及び大学設置基準第41条に基づき、大学に事務局を配置している。事務職に対しては、「事務分掌規程」第4条第10号及び第4条第4号に基づき、SD等を開催または、大学間協定に基づく或いは各種団体が実施する研修へ派遣し、職員の資質向上に努めている。(【資料4-3-1】)

また、SDもFD同様に、教学企画運営会議がその実施計画を立てることとなっている(教学企画運営会議規定第4条)が、令和5(2023)年度もその計画が十分には立てられていない。しかし、教学企画運営会議設置以前のように、FD・SDが一元化された形で開催された(表4-1参照)。それと

は別に、「学校法人の経営状況」「予算及び事業計画」については、例年 SD 単独で開催しており、令和5(2023)年度も7月31日に開催した。

外部機関が開催する IR 関係研修会については、担当職員間で資質向上を図るとともに、IR 業務の改善を図っている。

【資料 4-3-1】 学校法人長崎総合科学大学 事務分掌規程

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

本学では、大学又は大学院の附置研究所として、新技術創成研究所、長崎平和文化研究所、そして地域科学研究所を設置し、全ての学部教員は学部・コースの枠にとらわれず、いずれかの研究所に研究員として所属し、研究に取り組む体制を整えている。各研究所の運営は研究所長が中心となり、研究所によってはさらに内部を複数の研究部門に組織し、それぞれに部門長を定めて運営している。(【資料 4-4-1】 【資料 4-4-2】 【資料 4-4-3】)

ア 新技術創成研究所

研究員数が最も多く、令和5(2023)年4月現在37人の専任研究員と52人の客員研究員・学術研究員・学術教授・寄付研究部門教員・協力研究員らから構成され、環境エネルギー部門、海洋・複合新技術部門、電気電子情報部門、基礎科学部門、寄付研究部門の合計4部門に分け、運営している。

「環境エネルギー部門」は、木質や有機性廃棄物などのバイオマス資源を活用し、代替エネルギーの生産・効率向上研究を行うほか、廃棄物の適正処理や農作物の安全栽培などの幅広い分野に関する研究・開発を推進している。またナノテクノロジーを用いたりチウムイオン電池、燃料電池などのエネルギー関連機器の先進的技術開発も本部門の研究テーマである。

「海洋・複合新技術部門」では、船舶・浮体構造物・海洋機器・飛翔体・原動機・機械・建築構造物・基礎構造など、種々の分野に共通する構造工学・流体力学やこの両分野に及ぶ複合領域に関する研究や新技術開発を行っている。

「電気電子情報部門」では、エネルギー、医療・福祉、ロボット、ビッグデータなど様々な分野において、電気・電子・情報技術を用いた応用研究を推進している。電気電子情報技術は、あらゆる技術の基盤となるもので、IoT(モノのインターネット)、スマートグリッド、スマートハウス、スマートウェルネスシティなど、来たるスマート社会の基本を成す概念を軸に、長崎県、県内市町村、地元企業や大手企業との産学官連携を積極的に行いながら研究開発を進めている。

「基礎科学部門」は、素粒子原子核物理学、高温・室温超伝導の理論研究、動物生態学、経済物理学、理論言語学、応用言語学といった、先端基礎科学を中心とした研究を推進している。長崎において、これらの理学系先端科学を扱うのは本学のみであり、非常に特徴的である。特に高エネルギー原子核物理学分野においては、欧州原子核研究機構の大型ハドロン計画における大型原子核実験(ALICE 実験)に参加しており、令和元(2019)年より本学研究員がその日本代表、さらに国際共同体副議長を務め、国際研究組織を率いている。また、同研究分野の推進計画が、日本学

術会議が制定する大型研究計画に関するマスタープラン(学術大型研究計画)にも採択され、本学が実施責任機関として位置づけられている。

また、新技術創成研究所では、これらの研究部門の枠にとらわれない、特定の技術及び研究課題を軸に研究者が集まり、新たな研究領域を開拓し、ひいては産官との協働による社会貢献につなげることを目的とするため、研究センターを複数設置している。平成 28(2016)年 12 月に最初の研究センターとして海洋エネルギー研究センターを設置し、本学の造船工学、海洋工学に関する 80 年余の経験を活かし、海洋産業の基盤技術となる船舶工学、流体力学、構造工学を用いた研究開発と新事業創成、人材育成に取り組んでいる。また、令和 2(2020)年 4 月より、第 2 の研究センターとして AI 応用研究センターを発足させた。近年脚光を浴びている AI(人工知能)と機械学習技術を、実社会に応用展開する研究に取り組んでいる。特に長崎県内中小企業等が抱える問題の解決のため、門戸を広くして受託研究、共同研究を幅広く受け入れる。

イ 長崎平和文化研究所

令和 5(2023)年 4 月現在 5 人の専任研究員と 8 人の客員研究員から構成され、被爆都市長崎の工科系大学として、軍縮、平和文化や科学技術の平和利用に関する研究を推進している。学外に向けた講演会、シンポジウムも活発に行っている。

ウ 地域科学研究所

令和 5(2023)年 4 月現在 6 人の専任研究員と 7 人の客員研究員から構成され、地域を総合的・学際的な研究対象としてとらえ、地域が抱える様々な課題に対し答えを見出し、地域社会の発展に貢献することを目的としている。研究所は、地域経済部門、地域環境部門、地域国際理解研究部門の 3 部門によって構成され、それぞれ地域に根差した研究活動を展開している。地域経済研究部門は、特に地域の産業構造、企業経営などに関する調査研究、計画立案、コンサルティングを行っている。地域環境研究部門は、地域環境(生態系・災害科学系・衛生科学系)及び都市や農漁村の研究・調査・計画、住宅や建築の計画・設計、さらには環境評価や持続可能な地域づくりの研究・調査などを推進している。地域国際理解研究部門は、言語(英語)が異文化圏(長崎)においてどのように使用され、そのためにどのような教育を施せば効果的な言語(英語)の習得につながるのかといった、言語を学際的に科学する研究に取り組んでいる。

本学は、大変幅広い研究分野を網羅しており、例えば物理学の分野でも純粋な理論物理学・数理科学から大規模国際高エネルギー物理学実験まで広がっており、各研究員の研究環境に関しては、研究の内容によって、実験室の大きさ、予算規模などに対する要求が大きく異なる。従って一概に研究環境がすべての研究者の希望に合った形に保つことは難しいが、本学では研究者の研究環境の向上のために以下のような施策をとっている。

各研究所の事務業務に加え、オープンイノベーションセンターを設置し、科研費をはじめとする公的研究資金や地元企業を中心に各企業からの受託研究、共同研究、奨学寄附金の受け入れ、寄付講座の設置に関する業務を全研究者に提供している。また、これらの執行に関する事務処理について規程を整備し、適正な運営と研究支援全般を担っています。さらに、産官学連携の推進を目的として、企業や行政と研究者のマッチング、特許申請の補助などの業務も行っている。
(【資料 4-4-4】 【資料 4-4-5】 【資料 4-4-6】 【資料 4-4-7】 【資料 4-4-8】 【資料 4-4-9】)

本学では、学外資金による研究の推進、特に科研費等競争的資金の獲得を最重要項目と置いている。科研費等公的資金の獲得のための支援のため、科研費の申請に関する説明会(FD)を毎年開

催している。さらに令和元(2019)年度より、科研費の申請調書の学内における査読体制の確立を行うことで、申請者は学内の採択経験者の意見を得ることが出来るようになった。

本学の2023年度の受託研究・科研費等の外部研究資金の獲得件数と獲得研究費総額及び件数を(表4-4-1)に示す。これらの外部資金の合計は年間100,000千円前後で推移している。科研費に関しては、近年金額の増減はあるものの徐々に採択件数は増加している。

表 4-4-1 受託研究・共同研究・科研費等の外部研究資金の獲得状況

	平成 30 (2018 年 度)	令和元 (2019 年度)	令和 2 (2020 年度)	令和 3 (2021 年度)	令和 4 (2022 年度)	令和 5 (2023 年度)
受託研究	17,380 (15 件)	19,389 (16 件)	16,093 (13 件)	94,091 (13 件)	72,496 (16 件)	39,659 (5 件)
共同研究	31,995 (26 件)	29,818 (25 件)	19,931 (28 件)	30,056 (31 件)	27,510 (23 件)	48,375 (29 件)
奨学寄附金	14,050 (15 件)	4,264 (14 件)	3,300 (5 件)	1,400 (2 件)	3,250 (5 件)	8,350 (13 件)
科研費	33,470 (13 件)	13,500 (23 件)	19,579 (23 件)	29,687 (29 件)	19,961 (29 件)	21,571 (31 件)
計	96,895 (69 件)	89,119 (65 件)	58,903 (69 件)	155,234 (75 件)	123,217 (73 件)	117,955 (78 件)

外部資金のみならず、本学では多くの学内設備によっても研究を支えている。従来から整備している大型研究設備としては、(1)船舶海洋試験水槽、(2)200t アムスラー型万能試験機、(3)50t 電気油圧式疲労試験機、(4)ENE ハウス(スマートハウス)、(5)マイクログリッドシステム、といったものが挙げられる。また、過去5年にはマルチガス分析計(平成27(2015)年度設置)、レーザードップラー振動計(平成29(2017)年度設置)がある。

令和 2(2020)年 3 月には、「リサーチ・アシスタントに関する規程」を整備し、令和 2(2020)年度より研究者が自らの研究資金により、大学院生をアシスタントとして雇用出来る仕組みを整えた。(【資料 4-4-10】)

【資料 4-4-1】長崎総合科学大学大学院 新技術創成研究所規程

【資料 4-4-2】長崎総合科学大学 長崎平和文化研究所規程

【資料 4-4-3】長崎総合科学大学 地域科学研究所規程

【資料 4-4-4】長崎総合科学大学 受託事業規程

【資料 4-4-5】長崎総合科学大学 共同研究規程

【資料 4-4-6】長崎総合科学大学 奨学寄附金規程

【資料 4-4-7】長崎総合科学大学 寄付講座及び寄付研究部門に関する規程

【資料 4-4-8】長崎総合科学大学 寄付講座規程の運用に関する内規

【資料 4-4-9】長崎総合科学大学 オープンイノベーションセンター規定

【資料 4-4-10】長崎総合科学大学 リサーチ・アシスタントに関する規程

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、学術研究に対する信頼性と公正性を確保することを目的として、本学における研究活動を行う全ての者及びこれを支援する者が遵守すべき「研究者等の行動規範」を定め、研究不正防止計画に従い、研究不正防止のための体制整備改善や学内規程・法令遵守のために定期的な研修を行うなど、不正行為の発生を未然に防止する取組みを以下の通り行っている。(【資料 4-4-11】 【資料 4-4-12】)

ア 研究不正防止、研究倫理

文科省指針である新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に従い、「公的研究費の運用・管理・監査体制に関する規程」を策定し、学長を最高管理責任者とし、研究担当副学長、財務担当理事を統括責任者、事務局長、大学院研究科長、学部長等を研究倫理教育推進者あるいはコンプライアンス推進責任者として置き、責任体制の明確化を図っている。

「研究活動に関わる不正行為防止に関する規程」を定め、研究不正行為の定義、公的研究費の取扱や不正行為の疑いが生じた場合の対応等を規定し、適正な対応をするための必要事項を定めている。また、研究担当副学長を委員長とする不正防止計画推進会を定期的で開催し、不正行為の防止を推進している。(【資料 4-4-13】 【資料 4-4-14】)

厚生労働省の定める、人に関する研究倫理指針や利益相反に関する指針に対応して、「研究倫理委員会規程」「利益相反マネジメントポリシー」や関連マネジメント規程を整備し、研究に際しての被験者への研究方法、説明書類の確認や、特定の高額な外部資金受入の有無の確認などを行っている。(【資料 4-4-15】 【資料 4-4-16】 【資料 4-4-17】)

また、研究不正・研究倫理等についての FD・SD を開催し、教員はもとより職員に対して、これらの意識の醸成に努めている。研究倫理教育プログラムとして e ラーニング「eLCoRE」(日本学術振興会)の受講を教員・研究者のみならず、大学院生・学部生(卒業研究生)に義務付け、全学的に不正防止教育を行っている。公的研究費使用に当たってのコンプライアンス教育、産学官連携活動に当たってのリスク管理の研修を実施している。

イ 知的財産

研究成果を権利化することにより技術移転を円滑にし、発明者・著作者の利益を守り、新事業創出による社会貢献や研究活動の一層の活性化を図るため「長崎総合科学大学知的財産ポリシー」を制定し公表するとともに、「知的財産取扱規程」「研究成果物取扱規程」を整備運用しているが、リスク管理に関する研修を定期的に行いながら、外部資金による研究を推進している。(【資料 4-4-18】 【資料 4-4-19】 【資料 4-4-20】)

ウ 安全保障輸出管理

「安全保障輸出管理規程」、「安全保障輸出管理に係る外国人留学生取扱に関する内規」、及び「安全保障安全輸出管理規程」の運用に関する事務要領に基づき書類の提出を求め、厳格に対応している。(資料 4-4-21) 【資料 4-4-22】 【資料 4-4-23】)

【資料 4-4-11】 長崎総合科学大学 研究連携推進本部規程

【資料 4-4-12】 学校法人長崎総合科学大学における研究者等の行動規範

【資料 4-4-13】 長崎総合科学大学 公的研究費の運用・管理・監査体制に関する規程

【資料 4-4-14】 長崎総合科学大学 研究活動に関わる不正行為防止に関する規程

【資料 4-4-15】 長崎総合科学大学 研究倫理委員会規程

【資料 4-4-16】 長崎総合科学大学 利益相反マネジメントポリシー

【資料 4-4-17】 学校法人長崎総合科学大学 利益相反マネジメント規程

【資料 4-4-18】 長崎総合科学大学 知的財産ポリシー

【資料 4-4-19】 長崎総合科学大学 知的財産取扱規程

【資料 4-4-20】 学校法人長崎総合科学大学 研究成果物取扱規程

【資料 4-4-21】 学校法人長崎総合科学大学 安全保障輸出管理規程

【資料 4-4-22】 安全保障輸出管理に係る外国人留学生取扱に関する内規

【資料 4-4-23】 学校法人長崎総合科学大学 安全保障輸出管理規程の運用に関する事務要領

4-4-③ 研究活動への資源の配分

令和 5(2023)年度の予算編成においては、前年度に引き続き、教員一人当たり 22 万円の研究費をベースとしながら、より一層研究を推奨することとした。さらに、戦略的研究予算については、「研究所重点プロジェクト予算」、「若手研究公表支援費」、および「競争的資金獲得支援予算」の 3 区分に分けて運用している。

① 研究所重点プロジェクト予算

各研究所が将来のビジョンを明確にし、複数研究員によるグループが重点テーマを定義して取り組む研究を対象とする。これは研究所内での競争的資金と位置づけ、特色ある高度な研究、社会・地域貢献性、国際性、分野横断性のある研究を活性化させることを目的としている。

② 若手研究公表支援費

外国語論文作成支援費や国際学会発表費として、45 歳未満の若手研究者を対象に支援を行う。

③ 競争的資金獲得支援予算

科研費など外部資金の獲得を目指す教員を重点的に支援する予算である。特に科研費が不採択だったものの採択間近と見込まれる研究に対して予算措置を行い、次年度の採択を目指して支援する。

さらに、研究内容のみならず、女性の活躍が見込まれる研究や、出産・育児・介護等のライフイベントからの復帰を目指す研究者にも支援を行う制度も設けている。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本法人の目的については、「寄附行為」第3条に、この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、建学の精神に基づいて、知的、道徳的見識と専門的かつ実践的な応用能力を備えた有為な人材を育成することと定めている。理事、監事の選任や理事長の職務、監事の職務、理事会、評議員会を定め、私立学校法及び「寄附行為」に則り、適切に運営されている。（【資料 5-1-1】）

「就業規則」に、教職員は、法令及び本学の規則等を誠実に守り、互いに人格を尊重し、所属長の指示に従い、協力してその職責を遂行し、法人の教育事業の発展に努力しなければならないと定め、適切に運営している。（【資料 5-1-2】） 組織運営に関する「組織規程」「事務分掌規程」などの規程を整備しており、規律と誠実性を維持し、適切に運営している。（【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】） 学修者が成長を実感できる大学を目指した教育の質的転換とその実質化、持続的な発展に必要な財政基盤の確立、安定的な経営、教学運営を支える組織ガバナンスの強化を目標とする「第3期中期経営計画」を策定している。その計画に基づく経営改善進捗状況等について各部署とのヒアリングを行い、確認及び計画の見直しを図るなど、経営の規律と誠実性を維持している。（【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】）

本学は、学校法人の運営上の基本を示し、自らガバナンスのあり方を律するべくガバナンス・コードを平成31(2019)年11月に策定し公表している。（【資料 5-1-7】） 具体的には、「学校教育法施行規則」第172条の2、「私立学校法」第64条及び本学「寄附行為」に基づき、本学ホームページにおいて運営組織、教育情報、財務状況、ガバナンス・コード、事業計画等を公開し、規律と誠実性の維持に努めている。

【資料 5-1-1】 学校法人長崎総合科学大学 寄附行為

【資料 5-1-2】 学校法人長崎総合科学大学 就業規則

【資料 5-1-3】 学校法人長崎総合科学大学 組織規程

【資料 5-1-4】 学校法人長崎総合科学大学 事務分掌規程

【資料 5-1-5】 学校法人長崎総合科学大学 第2期中期経営計画(2015-2019)

【資料 5-1-6】 学校法人長崎総合科学大学 第3期中期経営計画(2020-2024)

【資料 5-1-7】 学校法人長崎総合科学大学 ガバナンス・コード

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学校法人の管理運営は、理事会及び評議員会において、組織及び運営に関する基本方針、予算、借入金及び重要な資産の処分に関する事項、事業計画、「寄附行為」の変更、決算の承認、理事会が行う理事、理事長、監事、評議員及び常務理事の選任、学長及び校長の選任、「就業規則」、「学則」、その他理事会の定める諸規則の制定及び変更など、審議・諮問を適切に行っている。（【資料 5-1-1】）

日常の重要業務の決定については、理事長の諮問機関である役員会を月に一度開催し、協議した内容をもとに常務理事会、評議員会、理事会へ諮り決定するなど、適切に行っている。法人の経営・運営や中期経営計画に関する事項については、理事長及び学内理事と管理職員で構成している経営企画会議にて協議するなど、適切に行っている。（【資料 5-1-8】）

大学や事務局の課題、大学機関別認証評価、自己点検・評価の公表や改善に関する事項等については、自己点検・評価推進会議にて審議するなど、適切に行っている。

学部及び大学院の管理運営に関しては、学長の諮問機関である教学企画運営会議、全学教授会、代議員会及び工学研究科教授会にて、「学則」及び重要な学内規程の制定、改廃に関する事、教育課程の編成に係る基本方針に関する事項等、学内の重要事項を審議するなど、適切に行っている。（【資料 5-1-9】 【資料 5-1-10】 【資料 5-1-11】 【資料 5-1-12】 【資料 5-1-13】 【資料 5-1-14】）

【資料 5-1-8】 学校法人長崎総合科学大学 寄附行為実施規則

【資料 5-1-9】 長崎総合科学大学 学則(第 1 条)

【資料 5-1-10】 長崎総合科学大学 大学院学則(第 1 条)

【資料 5-1-11】 長崎総合科学大学 教学企画運営会議規程

【資料 5-1-12】 長崎総合科学大学 全学教授会規程

【資料 5-1-13】 長崎総合科学大学 代議員会規程

【資料 5-1-14】 長崎総合科学大学 工学研究科教授会規程

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全に関しては、省エネ対策として、節水、節電、ペーパー削減、複合機の共有化など教職員へ周知して徹底を図っている。節電については、新電力を導入し、毎年の契約見直しを行い、また照明器具の LED 化を図って節電への改善を行っている。ペーパーレス化については、各個人ごとの IC カードを利用したプリンタ機能で出力ミスを減らすほか、スキャナー機能による文書のデジタル化やグループウェアによる情報共有により、課長会等の会議でタブレットやノートパソコンを持参させペーパーレス化を図っている。

人権への配慮としては、ハラスメント防止に向けて、「ハラスメント防止等に関する 規程」や関連規程を整備するとともに、SD として教職員を対象にハラスメント防止を目指した研修を行っている。学生への情報提供としては、ホームページ上にハラスメント対策を公開し、学生配布の「Campus Guide 2023」にも掲載し、周知を図っている。（【資料 5-1-15】 【資料 5-1-16】 【資料 5-1-17】 【資料 5-1-18】）

安全への配慮として、「安全衛生管理規程」及び「衛生委員会運営細則」に基づき、衛生委員会を毎月 1 回開催し、教職員及び学生の健康・安全について協議するほか、委員が各月当番制で学内の施設・設備について安全衛生面での危険がないか巡視を行い、会議で報告・検討して、法人に対して改善要請を行っている。改正健康増進法に基づく喫煙に関する改善においては、指定喫煙場所の周知を図るなど、学生・教職員への啓蒙活動を行っている。

学生への情報提供は、地震、火災、課外活動中の安全対策などを「Campus Guide 2023」に記載すると共に、緊急時はホームページ、電子メール、学内掲示板を利用して周知している。（【資料 5-1-19】 【資料 5-1-20】）

施設等については、「消防計画」を定め、消防設備は定期点検を行っている。危機管理については、「危機管理マニュアル」、「危機管理規程」を整備し、実際に発生した場合の備えと適切に運用できるようにしている。（【資料 5-1-21】 【資料 5-1-22】 【資料 5-1-23】）

新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、本学の教育研究をコロナ禍前の状態を取り戻しつつあるが、学生の対人関係やコミュニケーション不足に大きな不安は残っており、学生間交流の充実支援などの取り組みを実施した。

個人情報については、個人の権利や利益を保護することを目的に「個人情報の保護に関する規程」を整備し、法人及び大学の業務の適正かつ円滑な運営を図っている。（【資料 5-1-25】）

【資料 5-1-15】 学校法人長崎総合科学大学 ハラスメント防止等に関する規程

【資料 5-1-16】 学校法人長崎総合科学大学 公益通報に関する規程

【資料 5-1-17】 Campus guide 2023(p.23)

【資料 5-1-18】 HP 掲載ハラスメント相談窓口

(<https://www.nias.ac.jp/administration/publicinfo/fuseiboushi>)

【資料 5-1-19】 学校法人長崎総合科学大学 安全衛生管理規程

【資料 5-1-20】 学校法人長崎総合科学大学 衛生委員会運営細則

【資料 5-1-21】 学校法人長崎総合科学大学 リスク管理規程(H23/9/30 危機管理規程廃止・変更)

【資料 5-1-22】 学校法人長崎総合科学大学 危機管理マニュアル

【資料 5-1-23】 学校法人長崎総合科学大学 消防計画

【資料 5-1-24】 学校法人長崎総合科学大学 個人情報の保護に関する規程

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、理事 11 人、監事 2 人の役員を置き、1 号理事は学長及び校長、2 号理事は評議員のうちから理事会において選任した者、3 号理事は 1 号及び 2 号理事の過半数の議決をもって選任した者で構成し、外部の意見を取り入れながら、事業計画の確実な執行等、理事会の運営は適切に行っている。（【資料 5-2-1】）

本法人における意思決定機関は、理事会であり、定期的を開催し、年間計画を含む種々の事項について決定を行っている。また、「寄附行為実施規則」により一部事項を常務理事会に委ねている。理事会及び常務理事会に、教学からは学長と副学長 2 人が選任されている。理事会及び常務理事会での決定に従い実施するための運営上の諸課題については、役員会にて協議されている。（【資料 5-2-2】 【資料 5-2-3】）

役員会は、常務理事及び学内理事、副学長、学生部長、教務部長、事務局部長、附属高校事務長を定例のメンバーとしている。協議事項に応じて理事長が指名する教職員を参加させ、協議事項の内容の情報共有や課題を組み上げて改善を図っている。

また、各部局からの緊急な案件や理事長、学長の意思決定が必要な案件が発生した場合は、理事長が役員会を臨時に招集して、協議を行い、機能性を持たせた運営を行っている。協議された案件については、教学企画運営会議、全学教授会や代議員会、工学研究科教授会、課長会を通し

てその対応案を求め、改善のために適切に運営している。（【資料 5-2-4】 【資料 5-2-5】 【資料 5-2-6】 【資料 5-2-7】）

理事会、評議員会には、ほぼ全員が出席しており、監事も一人以上が必ず出席し、理事会、評議員会の運営を監査している。

【資料 5-2-1】 学校法人長崎総合科学大学 寄附行為

【資料 5-2-2】 学校法人長崎総合科学大学 寄附行為実施規則

【資料 5-2-3】 学校法人長崎総合科学大学 常務理事会規則

【資料 5-2-4】 長崎総合科学大学 教学企画運営会議規程

【資料 5-2-5】 長崎総合科学大学 全学教授会規程

【資料 5-2-6】 長崎総合科学大学 代議員会規程

【資料 5-2-7】 長崎総合科学大学 工学研究科教授会規程

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の管理運営に関わる案件については、常務理事会、理事会で審議されている。理事会には、学長、附属高校長、副学長が理事として出席し、諮問機関である評議員会にも、学長、副学長等の大学教職員や、附属高校長、附属高校教頭等の附属高校教職員が評議員として就任しており、法人が意思決定を行う際は、大学・高校の状況を報告し意見を述べている。

理事長の諮問機関である役員会は、理事長の意思決定を補佐するとともに、理事長のリーダーシップにより、法人と大学(教学)の意思疎通と連携が図られるなど内部統制がとられており、協議された重要事項については、常務理事会、評議員会、理事会へ諮られている。（【資料 5-3-1】

【資料 5-3-2】 【資料 5-3-3】）

大学（教学）の運営については、学長のガバナンスを発揮するため、学長の意思決定を補佐する教学企画運営会議や各種委員会を通して運営方針等を協議している。役員会において法人との意思疎通と連携を図り、協議された重要事項については、全学教授会、代議員会や工学研究科教授会へ付議され、審議されている。（【資料 5-3-4】 【資料 5-3-5】 【資料 5-3-6】）

中期経営計画については、経営企画会議において学長、副学長、学部長、工学研究科長、教務部長、学生部長、各研究所長、図書館長、各学部コース長、共通教育部門長、附属高校長、附属高校事務長、事務局長、事務局部長、事務局各次長の参加の中、意見交換を行って計画の推進を確認し、年 1 回実施する中期経営計画ヒアリングを通して、進捗状況を管理している。（【資料 5-3-7】 【資料 5-3-8】）

【資料 5-3-1】 学校法人長崎総合科学大学 寄附行為

【資料 5-3-2】 学校法人長崎総合科学大学 寄附行為実施規則

【資料 5-3-3】 学校法人長崎総合科学大学 常務理事会規則

【資料 5-3-4】 長崎総合科学大学 全学教授会規程

【資料 5-3-5】 長崎総合科学大学 代議員会規程

【資料 5-3-6】 長崎総合科学大学 工学研究科教授会規程

【資料 5-3-7】 学校法人長崎総合科学大学 経営企画会議設置規程

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックについては、理事会、評議員会、常務理事会、役員会、教学企画運営会議等により体制を整えており、理事長の諮問機関である役員会において、法人と大学の意思疎通と連携による迅速な意思決定を図り、適切に機能している。

教学の課題及び事務局の課題は、役員会で協議され、必要に応じて全学教授会、代議員会、工学研究科教授会、常務理事会や理事会へ諮っている。（【資料 5-3-1】 【資料 5-3-2】 【資料 5-3-3】 【資料 5-3-9】）

監事は、法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者を理事会において選任した候補のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が2人任命している。監事の業務については、法人の財産状況の監査、業務監査を実施し、毎会計年度に監査報告書を作成し、理事会、評議員会へ提出している。理事会、評議員会及び常務理事会へ出席し、適切な意見を述べている。（【資料 5-3-10】）

評議員は、「寄附行為」に基づき、1号評議員は学長及び校長、2号評議員は法人の職員、3号評議員は法人の設置する学校を卒業した者、4号評議員は在学者の保護者、5号評議員は学識経験者で構成され、理事会に対するチェック機能を果たしている。

【資料 5-3-9】 長崎総合科学大学 教学企画運営会議規程

【資料 5-3-10】 学校法人長崎総合科学大学 監事職務規程

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

事業に関する中期的な計画について、令和元(2019)年度に私立学校法が改正され、その作成が義務付けられた。本法人では、平成22(2010)年度以降、5か年をそれぞれ計画期間とする経営計画を策定し、適切な財政運営に向け取り組んでいる。

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度を計画期間とし、**①学修者が成長を実感できる大学を目指した教育の質的転換とその実質化、②持続的な発展に必要な財政基盤の確立、③安定的な経営、教学運営を支える組織ガバナンスの強化**、を目標とする「第3期 中期経営計画」を策定している。

しかしながら、学生・生徒の定員未充足や、これに伴う補助金カットへの対応ができていないなど、こうした改革・改善の成果が適切な財政運営に繋がっておらず、収支の改善という面でも課題が残っている。

この中期経営計画は、本学の再生とさらなる進化を図るための具体的な行動指針であり、今後、年度毎のより詳細かつ実施可能な工程表(アクションプラン)をPDCAサイクルにより着実に実行していこうとするものである。

毎年度の予算編成に当たっては、年度の収支の見込みを勘案した「予算編成方針及び大綱」を策定し、理事会の承認を得て予算編成を行っている。なお、予算と著しく乖離がある科目については、年度途中で補正予算を編成し、理事会で議決を得ている。